

平成 30 年 3 月 22 日

安曇野市教育委員会

平成 30 年 3 月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

平成30年度 安曇野市学校教育グランドデザイン(案) 安曇野市教育委員会



からだを動かし、頭で考え、心に感ずる “たくましい安曇野の子ども”*

未来の社会を担う
安曇野市の宝

*安曇野市堀金生まれの文芸評論家・作家 日井吉見(1905-1987)の講演「中学生諸君に望む」(1967)から

＜教育指針＞ 北アルプスの裾野に広がる安曇野の豊かな自然と向き合い、幼児期から生涯にわたり、先人が培ってきた歴史と文化を学ぶとともに誇りを持ち、明日を切り拓くたくましい力と思いやりをもった、心豊かな国際的な市民を目指します。
安曇野市教育大綱「安曇野市の教育」(27年度策定)

— 目指す児童生徒、教師、学校の姿 —

主体的に学びあう児童生徒

専門性を磨きあう教師

地域の方々とともにつくる学校

学力・体力の向上に向けた授業の充実
〔行動計画 (1) (2) (3) (4) (5) (6)〕

教職員の校内研修の充実
〔行動計画 (1) (2) (3) (4) (5)〕

ACSの活性化
〔行動計画 (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)〕

行動計画(重点)

10小学校
・
7中学校

- (1)基礎学力向上のための指導の充実・・・学力・体力向上 4か年計画の実践評価、電子黒板等を活用した授業の充実
- (2)学びあう態度を育成するための指導の充実・・・学校裁量による教職員の資質向上研修事業(3年目)
- (3)特色ある学校づくりの推進・・・保幼小中高連携を強化した学校づくりの推進、県の教員配置事業の活用
- (4)英語教育の充実と実践・・・ALT・日本人コーディネータの活用、英語指導力向上研修の企画、中学生海外ホームステイ
- (5)特別支援教育の推進・・・教育支援センター事業の充実、市費支援員等配置と活用の工夫・研修の充実
- (6)食育の推進・・・地産地消の推進と安全安心でおいしい給食の充実、「お弁当の日」実践校の拡大
- (7)連携による教育体制の充実・・・小学校放課後学習室(10小学校)、就学援助費事前支給、入学準備金貸付制度
- (8)子どもの安全確保の充実・・・校内外の安全確保と子ども安全パトロール隊の充実、警察署との相互連携の強化
- (9)防災活動拠点としての学校のあり方の検討・・・防災教育の推進と緊急時の対応マニュアルの検討・作成

1幼稚園
・
18認定こども園

◇ 「たくましい安曇野の子ども」を育む新たな取り組み

- ①副学籍の活用と交流及び共同学習の充実
- ②小学校「English day(イングリッシュ・デイ)」の実施
- ③「安曇野市ちくに生きものみらい基金」を活用した自然観察会の推奨
- ④中学校放課後学習支援の拡大
- ⑤世界かんがい施設遺産拾ヶ堰等地域素材の活用とユネスコスクールへの加盟登録申請促進

◇ 重点事業○ 検討課題●

- 「安曇野市中学生議会」 ○市内企業から講師を招く「立志塾」 ○「安曇野市人権・平和特別授業～kizuki～」
- 「ようこそ市長さん」 ○地域教育協議会とACSの充実と課題検討 ○子ども、教職員の交通事故プロジェクト
- 指導主事の活用と教育指導室の支援の充実 ○市教委による学校訪問の充実 ○安曇野市歌、あづみの健康体操の普及
- 小学校への電子黒板等の導入研究 ●放課後子ども教室の学校内実施と拡大 ●教職員の働き方改革の研究
- 児童生徒の減少期における活力ある学校のあり方の検討 ●市事務職員の配置のあり方検討

◇ 校長会・教頭会等との連携

- ・市教委主催校長会の充実と教頭会との連携
- ・市理事者との意見交換会の実施
- ・他部局や外団との連携強化
- ・教育会、退職校長会、県安曇養護学校、市内県立4高校長会、市PTA連合会、教育関係七団体等との連携

「たくましい安曇野の子ども」を育むための新たな取り組み

① 副学籍の活用による交流及び共同学習の充実

特別支援学校に通っている市内の児童生徒が、地元の小中学校に副次的な学籍（副学籍）を置き、居住地の小中学校での交流活動（相互交流、共同学習）を充実させるための新たな仕組みを整えました。事前の希望調査等をもとに、4月から家庭・特別支援学校・居住地校・市教育委員会が連携しながら取り組んでいきます。

② 小学校 English day（イングリッシュ・デイ）の実施

小学校新学習指導要領の移行期間に入る30年度、市内全小学校でEnglish day（イングリッシュ・デイ）を実施します。この日は、3～6学年のすべての学級で外国語活動（英語）の授業を行い、互いの授業を見合って外国語教育の指導力向上研修の機会とともに、地域や近隣の小中学校にも活動を公開します。この日が、子どもたちにとっても、外国語に親しみ外国語や外国の文化に対する興味・関心を高める楽しい日になるよう期待しています。

③ 安曇野市「ちくに生きものみらい基金」を活用した自然観察会の推奨

市内三郷に生まれ、日本を代表するクモ研究家として活躍された千國安之輔先生のご遺族より多額のご寄附をいただきました。市教育委員会では、これをもとに「ちくに生きものみらい基金」を創設し、市内小中学校で行う自然環境に関する教育事業の財源として活用することにしました。来年度、小中学校の学級単位で行う自然観察会のためのバスや講師の費用を補助することにより、ふるさとの自然に対する理解を深める機会としたいと考えています。

④ 中学校放課後学習支援の拡大

市内全小学校では、毎週水曜日の放課後に高学年児童を対象に「放課後学習室」を実施し、中学校では、ACS事業により現在2校で放課後の学習支援を行っています。中学校での学習支援については、中学生議会での要望や複数の中学校から開設の希望がありましたが、指導協力者が得られませんでした。来年度は、ACSコーディネーターや広報などを通じて人材確保に努め、全中学校への拡大を進めます。

⑤ 世界かんがい施設遺産拾ヶ堰等地域素材の活用と

ユネスコスクールへの加盟登録申請促進

安曇野市内の小中学校では、持続可能な社会の担い手を育む教育に積極的に取り組んでいます。2016年11月8日に世界かんがい施設遺産に登録された拾ヶ堰をはじめとする地域の歴史的・文化的遺産や文化財等に関する学習、ごみ拾いや花を育て植えるなどの環境学習、安曇野の豊かな自然の中で育まれた伝統文化の継承などについての学習、人権や国際理解教育、防災学習などの取り組みは、17校の特色ある教育活動になっています。そこで、市教育委員会では、国連教育科学文化機構（ユネスコ）が進める「ユネスコスクール」に登録を促し、全国、世界の加盟校同士の横のつながりを増やし、ホームページ等を通じた情報交換や交流機会を通じて、自校の活動やふるさとへの愛着と誇りを高めた「たくましい安曇野の子ども」の育成につなげて欲しいと考えています。市教育委員会事務局でも助言できる体制を整えてまいります。

平成30年度「たくましい安曇野の子ども」 の育成に関する教育部各課の取り組み

安曇野市教育委員会

安曇野の
豊かな自然

からだを動かし・頭で考え・心に感ずる
たくましい安曇野の子ども

先人が培ってきた
歴史と文化

安曇野市コミュニティスクール(ACS)



地域教育協議会

地域コーディネーター

協働



地域・社会
家庭

市教育委員会

2017.4.19 広報あづみの

学校教育課

- ・総合教育会議（協議・調整事項：①大綱の策定 ②教育の条件整備など施策 ③緊急措置）
- ・安曇野市コミュニティスクール(ACS)事業
- ・中学生海外ホームステイ交流派遣事業
- ・小学校「English day(イングリッシュ・デイ)」の実施
- ・中学校英語課外授業
- ・立志塾事業
- ・学校安全対策諸事業
- ・学校給食の提供
- ・人権・平和特別授業“kizuki”等

[教育指導室]

- ・中学生議会
- ・放課後学習室（小・中）
- ・学力向上推進委員会
- ・体力向上推進委員会
- ・キャリア教育支援委員会
- ・部活動運営委員会
- ・就学相談、通級教室、不登校支援
- ・学校訪問支援 等

生涯学習課

- ・人権尊重作文集“kiseki”（全小中学校）
- ・地域行事等への積極的参加促進（子ども育成会補助金）
- ・ジュニア・リーダー養成事業（養成講座）
- ・「まごころ工房」「こども映画教室」「こども体験ショー」「子ども文化祭」（体験活動）
- ・放課後子ども教室（わいわいランド）
- ・児童館、放課後児童クラブ（小学校内への設置拡大）
- ・童謡祭り、作詞作曲コンクール
- ・安曇野市スポーツ少年団、学芸クラブ
- ・子ども（親子）スポーツ教室 等

文化課

- ・東京藝術大学交流事業
- ・小中学校吹奏楽祭
- ・能楽教室（信州安曇野薪能）
- ・学校ミュージアム
- ・あづみの公園早春賦音楽祭
- ・昔の暮らし体験教室（全小学校）
- ・出前（コンパクト）展示
- ・小中学生美術館/博物館入場料無料
- ・「年間行事ガイド」の配布
- ・「ちくに生きものみらい基金」自然観察会開催補助
- ・文書館開館事業（人物顕彰）

図書館交流課

- ・年齢別ブックリストの改訂と配布
- ・子ども（春の）読書月間（H30.4.1～5.13）
- ・読書通帳の利用促進、調べ学習のレファレンス
- ・カリキュラム化した中学生の図書館職場体験の受け入れ
- ・学校調べ学習用図書の充実、幼保小中への配本サービス
- ・図書館フェスタ、児童向け図書館講座・企画展示
- ・新進音楽家公開オーディション（ジュニアの部）及び選考者コンサート
- ・親子プログラミング教室
- ・物づくりワークショップ 等

他部局

- ・早春賦まつり（観光交流促進課）
- ・中学生広島平和記念式典派遣事業（総務課）
- ・食育推進事業、フッ化物洗口、歯科保健指導、健康体操の普及（健康推進課）
- ・友好都市青少年交流事業—千葉県東金市・福岡市東区・東京都江戸川区・神奈川県真鶴町（政策経営課）
- ・東京2020オリンピックパラリンピックホストタウン事業 等

◎県安曇養護学校との連携一副学籍の活用と交流及び共同学習の充実

◎市長会、市退職校長会、市内4県立高校長、市PTA連合会、教育七団体等との連携（懇談）

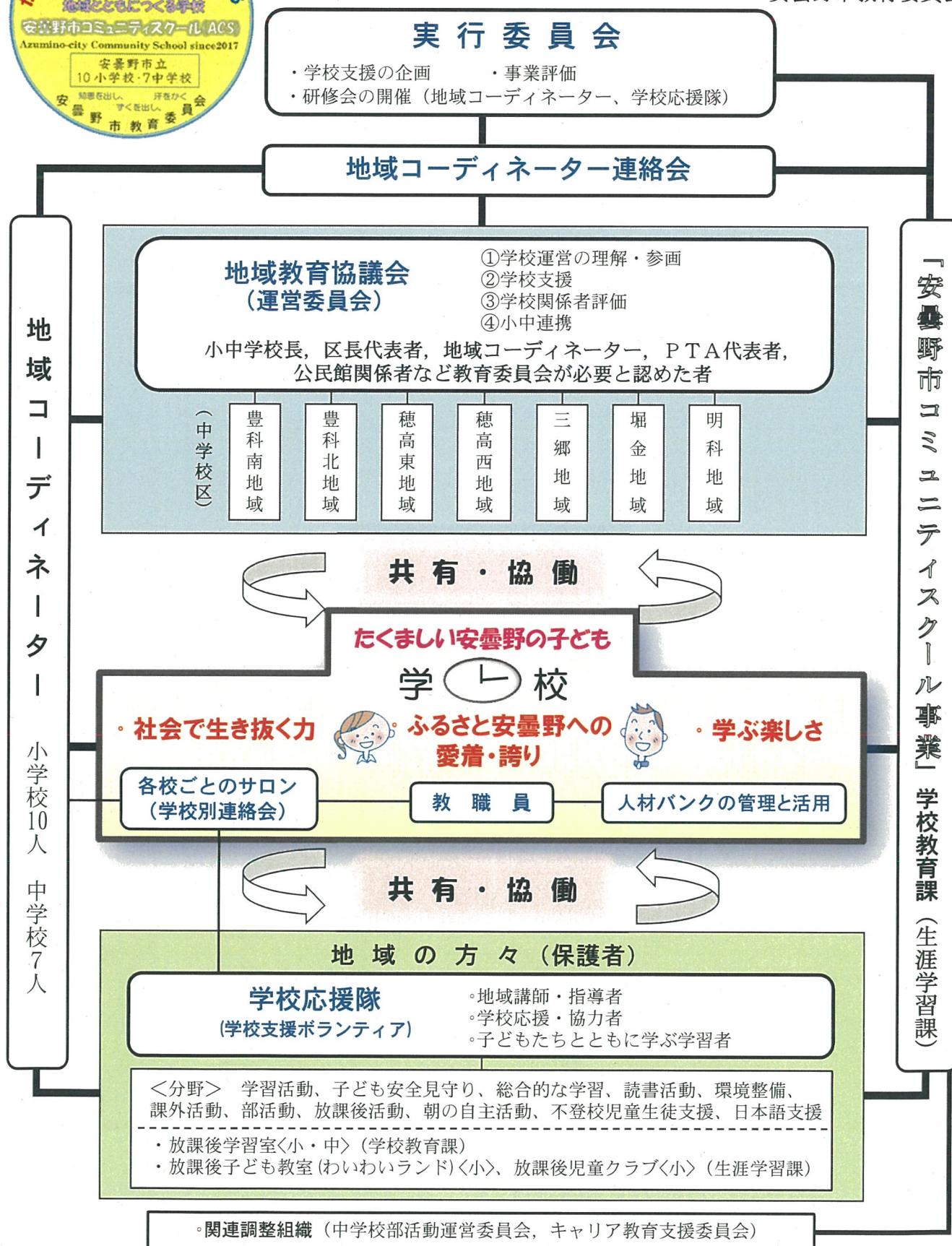
◎教育委員会議（審議）の活性化

- ・教育委員と教育指導室による学校訪問（小10校、中7校）—教室訪問、施設設備・諸表簿点検、教職員との懇談
- ・視察（H29:県安曇養護学校、安曇養護学校高等部あづみ野分教室）



平成30年度 安曇野市コミュニティスクール(ACS)

安曇野市教育委員会



<経過> H21～安曇野市学校支援地域本部事業、H26～安曇野市スクールサポート事業、H29～ACS事業

平成30年度 安曇野市コミュニティスクール（A C S）事業の充実に向けて

安曇野市教育委員会

1 平成29年度の成果と課題

（1）情報発信について

平成28年度に児童・生徒、保護者、教職員を対象に実施したアンケートの中で、「事業の内容を知らない」と回答した保護者が31.3%であったことを受け、情報発信の充実を図りました。

本年度の新たな試みとしては、地域コーディネーターの発案による「コミュニティスクールだより」の地域への配布が始まっています。また、多くの小中学校で学校ホームページでの支援活動の掲載や更新も行っており、更なる工夫・充実をめざします。

（2）学校別連絡会について

学校別の学校応援隊（支援ボランティア）・地域コーディネーター・教職員相互の意志疎通を図る必要があると考え、学校の状況に合わせ連絡会を開催できるようにしました。しかし、実際には開くことはできず、打ち合わせなどの時間が足りないという声も多数寄せられました。

2 平成30年度の改善の方向

（1）「地域コーディネーター連絡会」の開催

地域コーディネーターは、幅広い地域の方々との窓口となり、地域とともにつくる学校のけん引役を担っていただいている。今後の体制強化のため、地域コーディネーター間での意思疎通や課題解決に向けた協議の場として、「地域コーディネーター連絡会」を位置付けました。

（2）「各校ごとのサロン（学校別連絡会）」の開設

ある学校では、地域コーディネーターが中心になり〇〇タイムなど学校応援隊の方々がおみえになる機会をとらえて、顔合わせや懇談を工夫しています。このようなサロン的な雰囲気で、気軽に語り合う場を設ければ、無理なく交流や相談、打ち合わせができそうだと考え、次年度は「学校ごとのサロン」という名称で位置付けました。ボランティアルームなど、地域の方々が集まって利用できる部屋の用意も各校に促していきます。

（3）人材バンクの管理と活用 － A C S の主体は学校－

これまで、学校応援隊の方々には、市教委への人材バンク登録をお願いしてまいりました。来年度は、学校でも人材バンクを拡大し、学校が地域と協働して、より主体的に事業を活用・実施する方向をめざします。

（4）謝礼等の事務による事務負担の軽減について

謝礼の支払いに関する事務については、平成27年度に様式等を変更し、事務の簡素化を図つきましたが、依然、負担に感じるという意見は少なくありません。また、地域とともにある学校を充実させたいと願うA C Sの理念からも、謝礼について、「原則無償化」を検討していきたいと考えています。

議案第1号	教育部 学校教育課
平成30年3月22日提出	(課長) 鎌崎 孝善 (担当) 平林 洋一

タイトル	安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市教育委員会事務局組織規則における学校教育課及び図書館交流課の分掌事務の見直しとともに、文化課の附属施設として「安曇野市文書館」を追加するもの。
説明	<p>1 学校教育課関係 学校教育課の分掌事務に、コミュニティスクール等の事務を明確に位置づけるため、「学校教育の振興に関すること」を加える。</p> <p>2 文化課関係 文化課の附属施設に「安曇野市文書館」を加える。</p> <p>3 図書館交流課関係 分掌事務から整備が終了した「図書館及び交流学習センターの整備等に関すること」、及び当該規則において、附属施設が重複記載となっている「明科子どもと大人の交流学習施設の管理に関すること」を削る。</p> <p>4 改正文及び新旧対照表等 別紙のとおり</p>

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則（案）

安曇野市教育委員会事務局組織規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8）学校教育の振興に関すること。

第9条第3項に次の1号を加える。

（8）安曇野市文書館

第10条第1項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

安曇野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(学校教育課)	改正後	改正前
	(学校教育課)	第7条 学校教育課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。
(1)～(7) (略)	(1)～(7) (略)	
(8) <u>学校教育の振興に関すること。</u>		
(9) (略)	(8) (略)	
(10) (略)	(9) (略)	
(11) (略)	(10) (略)	
(12) (略)	(11) (略)	
(13) (略)	(12) (略)	
(14) (略)	(13) (略)	
(15) (略)	(14) (略)	
(16) (略)	(15) (略)	
(17) (略)	(16) (略)	
(18) (略)	(17) (略)	
(19) (略)	(18) (略)	
(20) (略)	(19) (略)	
(21) (略)	(20) (略)	
2・3 (略)	2・3 (略)	

	改正後	改正前
(文化課)		
第9条 (略) 2 (略) 3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。 (1)～(7) (略) (8) 安曇野市文書館	(文化課) 第9条 (略) 2 (略) 3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。 (1)～(7) (略)	(図書館交流課) 第10条 図書館交流課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) <u>図書館及び交流学習センターの整備等に関すること。</u> (5) <u>明科子どもと大人の交流学習施設の管理に関すること。</u> (6) (略) 2 (略)

○安曇野市教育委員会事務局組織規則

平成17年10月1日教育委員会規則第4号
最終改正 平成28年3月25日教委規則第8号

安曇野市教育委員会事務局組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、安曇野市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局の組織)

第2条 事務局に教育部を置く。

2 教育部に次に掲げる課及び係等を置く。

- (1) 学校教育課 教育総務係、学校庶務担当、学校教育係及び学校給食担当
- (2) 生涯学習課 社会教育担当及びスポーツ推進担当
- (3) 文化課 文化振興係、文化財保護係及び博物館係
- (4) 図書館交流課 図書館交流担当

(長等)

第3条 教育部に次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

組織	長等	職務
部	部長	教育長の命を受けて次の各号に掲げる事項を掌理する。 (1) 教育長の政策決定及び職務遂行を補佐すること。 (2) 部内の総括調整及び管理に関する事項。 (3) 市長部局及びその他関係機関等との教育事務の連絡及び調整に関する事項。 (4) その他部の分掌事務を掌理すること。
課 附属施設	課長 学校給食セ ンター長 館長	上司の命を受けて、次の各号に掲げる事項を掌理する。 (1) 上司の職務遂行を補佐すること。 (2) 分掌事務の企画立案、推進計画の策定、進行管理及び事務改善並びに課の統括に関する事項。 (3) 所属職員の能力開発及び育成に関する事項。 (4) 部内の課及び市長部局の課等相互間の連絡及び調整に関する事項。 (5) その他課の分掌事務を掌理すること。
係等 附属施設	室長 係長 園長 所長	上司の命を受けて、職員を指揮監督し、所掌事務を処理する。

2 必要に応じて次のとおり長等を置き、職務の欄に掲げる職務を行うものとする。

組織	長等	職務
部	参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
課等	副参事	上司の命を受けて、特定事務を処理する。
	課長補佐	課長を補佐し、その命を受けて課等の事務を処理する。

(主管課)

第4条 部内の企画調整を図るため、学校教育課を主管課として置く。

(組織の特例)

第5条 教育長が必要と認めたときは、他の課又は他の係等に属する事務を兼ねさせることができる。

(関連事務等)

第6条 複雑な事件で分掌所属の明瞭でないものは、教育長の指揮を受けて処理するものとする。

(学校教育課)

第7条 学校教育課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
 - (2) 教育委員会の条例、規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 教育委員会に対する請願及び陳情に関すること。
 - (4) 事務局及び学校その他の教育機関等の職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与及び服務等に関すること。
 - (5) 県費負担教職員の任免、給与、服務及び福利厚生に関すること。
 - (6) 公印の管理に関すること。
 - (7) 文書の收受、発送、整理、保管に関すること。
 - (8) 学校教育の振興に関すること。
 - (9) 就学、入学、転退学に関すること。
 - (10) 学校保健に関すること。
 - (11) 穂高幼稚園の管理・運営に関すること。
 - (12) 通学区域、通学路及びスクールバスに関すること。
 - (13) 就学援助、就学奨励その他育英奨学に関すること。
 - (14) 教育用図書の配布に関すること。
 - (15) 教育施設の維持管理に関すること。
 - (16) 学校給食の運営に関すること。
 - (17) 学校給食施設の維持管理に関すること。
 - (18) 部内の予算、実施計画の調整に関すること。
 - (19) 部内の事務事業の進行管理及び管理改善の調整に関すること。
 - (20) 部内の企画調整及び庶務に関すること。
 - (21) その他部内の他課に属さないこと。
- 2 学校教育課に教育指導室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。
- (1) 学校教育の基本方針に関すること。
 - (2) 学校運営に関すること。
 - (3) 特別支援教育に関すること。
 - (4) 教育相談に関すること。
- 3 学校教育課に次に掲げる附属施設を置く。
- (1) 安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に規定する小学校及び中学校
 - (2) 穂高幼稚園
 - (3) 安曇野市教育支援センター条例（平成17年安曇野市条例第223号）に規定する教育支援センター
 - (4) 安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）に規定する学校給食センター
(生涯学習課)

第8条 生涯学習課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会教育事業に関すること。
- (2) 生涯学習推進に関すること。
- (3) 成人式運営に関すること。
- (4) 中央公民館事業に関すること。
- (5) 安曇野市地区公民館活動補助金交付規則（平成27年安曇野市規則第23号）第2条に規定する地区公民館支援に関すること。
- (6) 人権教育に関すること。
- (7) 子ども・若者育成支援に関すること。
- (8) 家庭教育支援に関すること。
- (9) 青少年育成に関すること。
- (10) 放課後子どもプランに関すること。
- (11) スポーツ振興に関すること。
- (12) 社会体育施設の整備に関すること。
- (13) 社会体育施設の管理運営に関すること。
- (14) 公民館施設の管理運営に関すること。
- (15) 公民館講座等の開催に関すること。
- (16) 公民館体育大会に関すること。
- (17) 文化祭開催に関すること。
- (18) その他、地域の社会教育及び社会体育の推進に関すること。

2 生涯学習課に次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 安曇野市公民館条例（平成18年安曇野市条例第22号）に規定する公民館
- (2) 安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）に規定する人権教育集会所
- (3) 安曇野市体育施設条例（平成18年安曇野市条例第26号）に規定する体育施設
- (4) 黒沢洞合自然公園
(文化課)

第9条 文化課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化振興計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 文化芸術の振興に関すること。
- (3) 文化財の保護、保存及び活用に関すること。
- (4) 市誌編纂に関すること。
- (5) 歴史的価値ある公文書に関すること。
- (6) 関連団体との連絡調整に関すること。
- (7) 所管する附属施設に関すること。

2 文化課に新市立博物館準備室を附置し、分掌させる事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 新市立博物館建設に関すること。
- (2) 資料等の展示に関すること。

3 文化課に次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）に規定する博物館、美術館及び記念館
- (2) 安曇野市郷土資料館条例（平成18年安曇野市条例第29号）に規定する郷土資料館
- (3) 飯沼飛行士記念館
- (4) 穂高陶芸会館
- (5) 貞享義民記念館

- (6) 白井吉見文学館
 - (7) 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所
 - (8) 安曇野市文書館
- (図書館交流課)

第10条 図書館交流課の事務分掌は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館基本計画策定及び進捗管理に関する事項。
- (2) 図書館活動の企画及び調査に関する事項。
- (3) 図書館関係機関及び団体等との連絡調整に関する事項。
- (4) 所管する附属施設に関する事項。

2 図書館交流課に次に掲げる附属施設を置く。

- (1) 安曇野市図書館条例（平成18年安曇野市条例第23号）に規定する図書館
- (2) 安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号）に規定する交流学習センター
- (3) 安曇野市明科学習館
(臨時職員及び非常勤職員)

第11条 事務局、施設又は機関に、必要に応じて、臨時職員又は非常勤職員を置くことができる。

(教育長の職務の代行者等)

第12条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、安曇野市事務決裁規程（平成17年安曇野市訓令第2号。以下「決裁規程」という。）第11条の規定を適用し、その代決に係る事務を処理するものとする。

(部長の専決事項)

第13条 部長は、決裁規程に定める部長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 重要な事項（特に重要なものを除く。）に関する申請、照会、報告、回答、通知及び進達に関する事項。
- (2) 事務局における行政資料の調査及び企画に関する事項。
- (3) 部長会議に提出する議案に関する事項。
- (4) 非常勤講師の採用内申及び臨時職員又は非常勤職員の雇用に関する事項。
- (5) 所属課長（相当職にある者を含む。）の年次有給休暇並びに所属職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇に関する事項。
- (6) 学校長の市外出張に関する事項。
- (7) 所属職員の出張に関する事項。
- (8) 学校長の休暇、職務に専念する義務の免除及び次勤に関する事項。

(課長の専決事項)

第14条 課長は、決裁規程に定める課長共通専決事項のほか、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 課長及び学校給食センター長の共通専決事項は、次のとおりとする。
 - ア 所管に属する公印の保管に関する事項。
 - イ 公簿の閲覧及び証明に関する事項。
 - ウ 所属職員の事務分掌に関する事項。
 - エ 所属職員の年次有給休暇に関する事項。
 - オ 所属職員の時間外勤務、特殊勤務及び週休日の振替等に関する事項。
 - カ 軽易な公告に関する事項。
 - キ 登記及び登録の手続に関する事項。
 - ク 軽易又は定例に属する申請、届出、照会、通知、報告、回答、経由及び進達等に関する事項。

- ケ アからクまでに準ずる軽易な事務処理に関すること。
- (2) 学校教育課長の専決事項は、所管公用自動車の管理に関することとする。
- (3) 生涯学習課長の専決事項は、次のとおりとする。
- ア 社会教育施設、社会体育施設の管理に関すること。
- イ 学校施設の夜間照明灯の管理に関すること。
- (4) 文化課長の専決事項は、附属施設の管理に関することとする。
- (5) 図書館交流課長の専決事項は、附属施設の管理に関することとする。

(その他)

第15条 教育委員会の公文例並びに事務局の職員の事務処理及び服務については、別に定めるもののほか、市長部局の例による。

附 則 (略)

【教育委員会定例会提出資料】

議案第 2 号	教育部 文化課
平成 30 年 3 月 22 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市文書館条例施行規則の制定について
決定を要する事項の内容	規則案の承認
要旨	安曇野市文書館条例第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項、第 11 条第 2 項及び第 18 条の規定に基づき、安曇野市文書館の施行について必要な事項を定めるものです。
説明	<p>平成 30 年 10 月 1 日の開館に向けて、安曇野市文書館に移管する非現用文書の基準や地域資料の収集に関する基準を設けとともに、寄贈や寄託、管理や保存の方法や様式等を制定します。</p> <p>また開館後に、館内で重要文書等を利用する際の方法や様式、利用の制限に係る運用基準、館内での遵守事項等を制定します。</p> <p>1. 規則の名称 安曇野市文書館条例施行規則</p> <p>2. 公布日 平成 30 年 4 月 1 日</p>

安曇野市文書館条例施行規則(案)

(趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市文書館条例（平成 年安曇野市条例第 号。以下「条例」という。）第8条第2項、第9条第2項、第11条第2項及び第18条の規定に基づき、安曇野市文書館（以下「文書館」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(非現用文書の受け入れ)

第3条 条例第8条第2項の非現用文書の移管に関する基準は、別表第1のとおりとする。
(地域資料の受け入れ)

第4条 条例第9条第2項の地域資料の収集に関する基準は、別表第2のとおりとする。

- 2 文書館に地域資料の寄贈しようとする者は、地域資料寄贈申込書（様式第1号）により教育委員会へ申し込むものとする。
- 3 教育委員会は、前項の申込みのあったときは、寄贈の可否を決定し、地域資料受入承認（不承認）書（様式第2号）により申込者に通知する。
- 4 文書館に地域資料の寄託しようとする者は、地域資料寄託申込書（様式第3号）を教育委員会へ申し込むものとする。
- 5 前項の寄託の期間は、おおむね3年とし、寄託者が特約を付することを妨げないものとする。
- 6 教育委員会は、第4項の申込みのあったときは、寄託の可否を決定し、地域資料寄託承認（不承認）書（様式第4号）により申込者に通知する。

(資料の管理)

第5条 教育委員会は、重要文書等について非現用文書整理票（様式第5号）又は地域資料整理票（様式第6号）を作成し、管理する。

(重要文書等の保存)

第6条 教育委員会は、重要文書等を適正に保存するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 特に必要があると認める場合を除き、文書館の職員以外の者を書庫に立ち入らせないこと。
- (2) 常に書庫内の通気、防湿等に注意し、重要文書等の損傷の防止に努めること。

(重要文書等の利用)

第7条 条例第10条第1項の重要文書等を利用の請求は、重要文書等利用申請書（様式第7号）の提出により行わなければならない。ただし、開架により閲覧に供している資料を閲覧する場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項に規定する申請のあったときは、内容を審査し、重要文書等利用承諾（不承諾）書（様式第8号）を申請者に交付する。

（重要文書等の利用制限）

第8条 条例第10条第2項に規定する重要文書等の利用の制限に係る運用基準は、別表第3のとおりとする。

2 教育委員会は、利用制限情報のマスキング等の作業に一定の時間を要するときは、あらかじめ閲覧が可能となる日を申込者に伝達した上で、後日利用に供することができる。

（重要文書等の利用の方法）

第9条 条例第11条第2項に規定する重要文書等の利用の方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧、写しの交付又はカメラによる撮影等を申し込むことができる文書の点数は、原則として1回5点以内とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(2) 重要文書等の利用は、所定の場所で行わなければならない。

(3) 重要文書等の利用を終了した者は、速やかに当該重要文書等を返却し、教育委員会の確認を受けなければならない。

(4) 重要文書等の写しの交付は、原則として文書館の職員が行う。ただし、開架により閲覧に供している資料又は重要文書等の複写物を複写する場合は、文書館に設置されている電子複写機により利用者自らが行うことができる。

（館外貸出し）

第10条 重要文書等の館外貸出しは、原則として行わないものとする。ただし、移管した実施機関が過去の諸施策若しくは事業を検証するとき、博物館その他これに準ずる施設や団体が学術の振興若しくは歴史文化の普及のため展示等を行うとき、又は教育委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 重要文書等の館外貸出しを受けようとする者は、重要文書等館外貸出申請書（様式第9号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の申請のあったときは、内容を審査し、重要文書等館外貸出承諾（不承諾）書（様式第10号）を申請者に交付する。

4 重要文書等の館外貸出を受けた者が当該重要文書等を返却するときは、教育委員会の確認を受けなければならない。

（掲載等の申請）

第11条 重要文書等について出版物、ホームページ等への掲載、放映等（以下「掲載等」という。）を希望する者は、重要文書等掲載等申請書（様式第11号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請のあったときは、内容を審査し、重要文書等掲載等承諾（不承諾）書（様式第12号）を申請者に交付する。

3 重要文書等の掲載等をした者は、当該重要文書等の掲載等により著作権等の問題が生じたときは、自らの責任においてその問題を処理しなければならない。

（滅失等の届出）

第12条 利用者は、文書館の施設、備品、重要文書等その他の文書館が管理するものを滅失し、又は損傷したときは、滅失等届出書（様式第13号）を直ちに教育委員会に提出しなければならない。

（準用）

第13条 条例第10条第4項に規定する意見の照会及び条例第11条の写しの交付の費用については、安曇野市教育委員会の所管に係る安曇野市情報公開条例施行規則（平成17年安曇野市教育委員会規則第8号）の例による。

（持ち込み禁止品）

第14条 文書館閲覧コーナーには、次の各号に掲げるものを持ち込むことはできない。ただし、医療上その他の理由で持ち込む必要がある場合は、入室する際事前に職員に申し出るとともに、了承を得るものとする。

- (1) B5判以上の大きさの不透明な袋物（かばん、紙袋、封筒等）
- (2) 鉛筆及び消しゴム以外の筆記用具
- (3) ラジオその他の音響機器
- (4) 電子複写機、スキャナなどの文書に密着させて複写等を行う機器
- (5) 刃物類
- (6) 傘
- (7) 動植物
- (8) 飲食物
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が重要文書等の保存、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため特に持ち込みを不適当と判断したもの

（遵守事項）

第15条 文書館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害する行為をしないこと。
- (2) 館内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 講義室以外の場所で、飲食しないこと。
- (4) その他管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。

（重要文書等の廃棄）

第16条 文書館が保存している重要文書等のうち、教育委員会が保存する必要がないと認めたものについては、焼却、溶解その他の適当な措置を講じた上で廃棄するものとする。

この場合において、条例第 15 条の運営審議会を設置したときは、あらかじめ運営審議会の意見を聞くものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により文書を廃棄しようとするときは、当該文書の名称、廃棄の日時及び方法、保存する必要がないと認められる理由を示して廃棄の決定をしなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条から第 9 条まで、第 11 条から第 15 条までの規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

非現用文書を移管する基準

大分類	小分類	基準
(1) 市域の推移や行政運営上の意思決定等がわかるもの	ア 昭和の合併以前に作成又は取得した文書	原則として全て移管する。
(2) 市域の地理的、社会的又は文化的な形成過程がわかるもの	イ 合併前の豊科町、穂高町、三郷村、堀金村又は明科町で作成若しくは取得した文書	(ア) 条例、規則、訓令、告示等の例規に関するもの (イ) 各種制度及び行政組織の新設並びに改廃に関するもの (ウ) 沿革に関するもの (エ) 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関するもの (オ) 調査、統計の総括結果に関する重要なもの (カ) 予算、決算及び収支等財政状況、監査、補助金に関する重要なもの (キ) 公有財産の取得、管理及び処分に関する重要なもの (ク) 主要な公共施設建築等に関するもの (ケ) 主要な叙位叙勲、褒章、表彰等に関するもの (コ) 主要な請願、要望、争訟等に関するもの (サ) 総合計画、重点施策等に関するもの (シ) 重要な行事、事件、災害等に関するもの (ス) 刊行物のうち主要なもの (セ) 印刷物のうち主要なもの (ソ) 前各号に掲げるもののほか市史編さん事業に欠くことができないと判断されるもの
(3) 後世に大きな影響を与えた市域にゆかりのある個人に関するもの	ウ 市で作成又は取得した文書	
(4) 市史編さん事業を行う上で欠くことができないと判断されるもの		
(5) 市域の特色ある事象が明確になるものなど教育委員会が歴史的又は文化的価値を有すると判断したもの		
	エ 作成又は取得した図面及び電磁的記録	(ア) 作成又は取得した図面のうち主要なもの (イ) 市の広報用写真や映像等のうち主要

		もの (ウ) 前各号に掲げるもののほか、市史編さん事業に欠くことができないと教育委員会が判断するもの
--	--	---

別表第2（第4条関係）

地域資料を収集する基準

大分類	小分類	基準
(1) 市域の推移や行政運営上の意思決定等がわかるもの	ア 古文書又は古記録に分類されるもの	(ア) 江戸時代以前の支配及び明治以降の町村制に関するもの
	イ 近現代資料に分類されるもの	(イ) 土地の管理に関するもの (ウ) 租税に関するもの (エ) 江戸時代以前の村若しくは明治以降の町会及び自治区に関するもの (オ) 人口に関するもの (カ) 水利に関するもの (キ) 土木事業に関するもの (ク) 農業及び産業に関するもの (ケ) 交通に関するもの (コ) 林野の管理に関するもの (サ) 商業及び工業に関するもの (シ) 金融に関するもの (ス) 寺社に関するもの (セ) 宗教及び信仰に関するもの (ソ) 教育活動に関するもの (タ) 文化活動に関するもの (チ) 災害に関するもの (ツ) 民生及び衛生に関するもの (テ) 生活の様子がわかるもの (ト) 社会情勢がわかるもの (ナ) 人物同士の交流がわかるもの
(2) 市域の地理的、社会的又は文化的な形成過程がわかるもの		(二) 前各号に掲げるもののほか、市史編さん事業に欠くことができないと教育委員会が判断するもの
(3) 後世に大きな影響を与えた市域にゆかりのある個人に関するもの		(ヌ) 上記に掲げるものに付随する物品
(4) 市史編さん事業を行う上で欠くことができないと判断されるもの		
(5) 市域の特色ある事象が明確になるものなど教育委員会が歴史的		

又は文化的価値を有すると判断したもの	ウ 典籍に分類されるもの	(ア) 市域において刊行されたもの (イ) 市域に関して特徴的な記述のあるもの (ウ) 前2号に関するもののうち市が以前に取得していないもの (エ) 小分類ア及びイに付隨するもの
	エ 刊行物その他の記録	(ア) 市域で配布されている刊行物のうち主要なもの (イ) 市域で配布されている印刷物のうち主要なもの (ウ) 市域に関して特徴的な記述のある図面 (エ) 市域に関する写真、映像等のうち主要なもの (オ) 前各号に掲げるもののほか、市史編さん事業に欠くことができないと教育委員会が判断するもの

別表第3（第8条関係）

重要文書等利用制限基準

内容	該当情報の類型の例	利用を制限することができる期間
(1) 安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第7条第2号に規定する情報が記載されたもののうち、個人情報であって、一定の期間は、当該個人利益を害するおそれがあると認められるもの	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 氏名	文書作成日の属する年度の翌年度から50年を経過する年度の3月31日（当該日において制限する期間を再判断するものとする。）
(2) 安曇野市情報公開条例第7条第2号に規定する情報が記載されたもののうち、重要な個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態	文書作成日の属する年度のから80年を経過する年度の3月31日（当該日において制限する期間を再判断するものとする。）

個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの		
(3) 安曇野市情報公開条例第7条第2号に規定する情報が記載されたもののうち、重要な個人情報であつて、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	<p>ア 門地 イ 遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 ウ 犯罪歴又は補導歴</p>	<p>文書作成日の属する年度のから110年を経過する年度の3月31日 (当該日において制限する期間を再判断するものとする。)</p>
(4) 安曇野市情報公開条例第7条第3号から第6号に規定する情報が記載されたもの		<p>文書作成日の属する年度のから30年を経過する年度の3月31日 (当該日において制限する期間を再判断するものとする。)</p>
(5) 寄贈者又は寄託者との特約があるもの		利用請求の内容、情勢等を踏まえて判断する

地域資料寄贈申込書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

下

申込者 住所
氏名
電話番号

印

下記の地域資料を寄贈したいので申し込みます。

記

1 文書名称・数量等

地域資料の種類	数量	備考

2 特約事項

重要文書等の受け入れ基準に基づく保存・非保存の決定は教育委員会に一任し、
非保存資料は、廃棄（返却）してください。

様式第2号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

地域資料受入承認(不承認)書

下記の資料につきまして、安曇野市文書館資料としての受入れを 承認(不承認)としましたので通知します。

記

1 受入資料

登録番号	資料の内容	数量	備考

2 承認(不承認)理由

地域資料を収集する基準(分類表 一 一)に該当する・しないため

3 特約事項等

様式第3号(第4条関係)

受付印

地域資料寄託申込書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

丁

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

下記の地域資料を寄託したいので申し込みます。

記

1 文書名称・数量等

地域資料の種類	数量	備考

2 寄託希望期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 特約事項

--

様式第4号(第4条関係)

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

地 域 資 料 寄 託 承 認 (不 承 認) 書

下記の資料につきまして、安曇野市文書館への寄託を 承認(不承認)としましたので通知します。

記

1 寄託資料

登録番号	資料の内容	数 量	備 考

2 寄託期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 承認(不承認)理由

地域資料を収集する基準(分類表 一 一)に該当する・しないため

4 特約事項

様式第5号(第5条関係)

非現用文書整理票

レコード番号							
別表	第1	大分類		小分類		基準	
確定文書名							
簿冊名称							
個別資料名称							
市町村				旧町村			
年号	年			年歴	年		
文書の分類				登録番号			
年代							
備考							
管理部課係							
文書の種類				員数			
発行製作者							
情報公開				公開基準			
情報公開2				公開基準2			
移管処理日							
移管前の保管場所							
受入日							
保管場所 書庫		列		連		段	
関連文書番号							
結束番号							
コメント							
イメージ1				イメージ2			
※館外貸出を行った場合は、貸出期間、貸出先							
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日			貸出先			

様式第6号(第5条関係)

地域資料整理票

地域資料情報

登録番号			分類		
別表	第2	大分類		小分類	基準
資料群名					
資料名			行政区		
出所					
宛所					
年月日	()	形態			
備考					
イメージ1			イメージ2		
文化財指定			公開の有無		
文書の現況					
判読文・関連資料					
※館外貸出を行った場合は、貸出期間、貸出先					
貸出期間	年 月 日～ 年 月 日			貸出先	

(裏)

資料群情報

		資料群番号			
資料群名					
調査時期					
年代					
総点検			公開の有無		
文化財指定区分					
資料群の概要 ・所有者の来歴					
所有者等	※寄贈資料の場合は旧所有者				
	郵便番号		行政区	小字	
	住所				
	電話番号				
	氏名		屋号		
管理者	郵便番号				
	住所				
	電話番号				
	氏名				
受入方法		購入 寄贈 寄託 移管			
申込年月日		年 月 日	承認年月日	年 月 日	
※寄託資料の場合は寄託期間、更新回数					
寄託期間	年 月 日～ 年 月 日			更新回数	

様式第7号(第7条関係)

受付印

重要文書等利用申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

丁

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記の重要文書等の閲覧・写しの交付・カメラによる撮影をしたいので、安曇野市文書館条例施行規則第7条第1項の規定により申込みます。

記

登録番号	重要文書等の名称	閲覧	撮影	写しの交付 (電子複写)	職員記入 欄	
					出	返
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
複写料金	① 白黒複写 ② カラー複写 ③ その他			枚 円 枚 円 枚 円		
	合計料金				円	

様式第8号(第7条関係)

重要文書等利用承諾(不承諾)書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

(宛先)

様

安曇野市教育委員会 印

下記の内容の閲覧・写しの交付・カメラによる撮影の申請がありました件につきまして、
承諾(不承諾)とします。

記

1 申請内容

登録番号	重要文書等の名称	閲覧	撮影	写しの交付 (電子複写)
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 頁～ 頁
複写料金	④ 白黒複写 ⑤ カラー複写 ⑥ その他			枚 円 枚 円 円
	合計料金			円

2 不承諾の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分(使用料に係る部分を除く。)の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第10条関係)

受付印

重要文書等館外貸出申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

〒

申込者 住 所
氏 名
電話番号

印

重要文書等を下記のとおり館外で利用したいので、安曇野市文書館条例施行規則第10条第2項の規定により申請します。

記

1 申請内容

期間	年 月 日	～	年 月 日
目的			
登録番号	重要文書等の名称	職員記入欄	
		出	返
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
合計点数	点		

様式第10号(第10条関係)

重要文書等館外貸出承諾(不承諾)書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

(宛先) 様

安曇野市教育委員会 印

下記の内容で館外貸出の申請がありました件につきまして、承諾(不承諾)とします。

記

1 申請内容

期間	年 月 日	年 月 日
目的		
登録番号	重要文書等の名称	
合計点数	点	

2 不承諾の理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分(使用料に係る部分を除く。)の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受付印

重要文書等掲載等申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

〒

申込者 住 所

氏 名

印

電話番号

下記のとおり重要文書等の掲載等をしたいので、安曇野市文書館条例施行規則第 11 条第 1 項の規定により申請します。

記

区分	登録番号	重要文書等の名称	備考
掲載しようとする重要な文書等			
掲載物			
掲載者名			
掲載方法			
発行者名			
発行予定日	年 月 日		

様式第12号(第11条関係)

重要文書等掲載等承諾(不承諾)書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

下記の内容で掲載等の申請がありました件につきまして、承諾(不承諾)とします。

記

1 申請内容

区分	登録番号	重要文書等の名称	備考
掲載しようとする重要文書等			
掲載物			
掲載者名			
掲載方法			
発行者名			
発行予定日	年 月 日		

2 不承諾の理由

(教示)

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分(使用料に係る部分を除く。)の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

滅失等届出書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

下

申込者 住 所

氏 名

電話番号

印

下記のとおり(滅失 ・ 損傷)したので届け出ます。

記

滅失等をしたものの区分	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 備品 <input type="checkbox"/> 重要文書等 <input type="checkbox"/> その他
滅失等をしたものの名称	
滅失等の状況	
滅失等をした理由	

安曇野市文書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、歴史的若しくは文化的価値を有する公文書等を収集し、保存し又は広く利用に供することにより、市の教育、学術、文化及び生活の発展に寄与するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び公文書館法（昭和62年法律第115号）第5条第2項の規定に基づき、安曇野市文書館（以下「文書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非現用文書 安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第2条第1号に規定する公文書のうち、実施機関における管理が終了したものをいう。
- (2) 実施機関 安曇野市情報公開条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。
- (3) 地域資料 個人、法人、団体等が所有する文書、刊行物その他の記録（前号に掲げるものを除く。）をいう。
- (4) 公文書等 非現用文書及び地域資料をいう。
- (5) 重要文書等 文書館に保存された公文書等をいう。

(名称及び位置)

第3条 文書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
安曇野市文書館	安曇野市堀金鳥川2753番地1

(職員)

第4条 文書館に館長、専門職員その他必要な職員を置く。

(業務)

第5条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歴史的若しくは文化的価値を有する公文書等の移管を受け、又は収集すること。
- (2) 重要文書等の保存及び利用に関すること。
- (3) 重要文書等の知識の普及及び啓発に関すること。
- (4) 重要文書等の調査及び研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するために必要なこと。

(開館時間)

第6条 文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更できる。

(休館日)

第7条 文書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。
- （非現用文書の移管）
- 第 8 条 教育委員会は、実施機関から移管を受けた非現用文書を文書館において正確かつ迅速に整理するとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項に規定する非現用文書の移管に関する基準は、教育委員会規則で定める。
- （地域資料の収集）
- 第 9 条 教育委員会は、歴史的又は文化的価値を有する地域資料を寄贈若しくは寄託を受け、又は購入することにより収集する。
- 2 前項に規定する地域資料の収集に関する基準は、教育委員会規則で定める。
- （重要文書等の利用請求及びその取扱い）
- 第 10 条 教育委員会は、重要文書について利用の請求があったときは、次のいずれかに該当するものであるときを除き、これを利用させなければならない。
- (1) 安曇野市情報公開条例第 7 条第 1 号から第 3 号までに規定する情報が記録されているもの
 - (2) 安曇野市情報公開条例第 7 条第 4 号から第 6 号までに規定する情報が記録されているものであって、相当の理由があると認めるもの
 - (3) 寄託者、譲渡人等と利用制限について特約があるもの
 - (4) 原本を損傷しやすいものその他保存上支障のあるもの
 - (5) 利用に供するための整理が完了していないもの
- 2 教育委員会は、前項第 1 号又は第 2 号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該重要文書等が作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該重要文書等の移管の際に利用制限に関する意見が付されているときは、当該意見を参照しなければならない。
- 3 教育委員会は、第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する場合において、同項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる情報又は同項第 3 号の利用制限の特約に係る情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 4 教育委員会は、利用請求に係る重要文書が第 1 項第 2 号に該当するものであるとき若しくは第 2 項に規定する意見が付されたものであるとき、又は当該重要文書に利用を請求した者以外の者に関する情報が記録されているときは、当該実施機関又は当該者に対し、意見を聴くことができる。

5 教育委員会は、第1項第4号に該当する場合において、当該重要文書等の複写物（フィルム及び電磁的記録を含む。）による利用ができるときは、これを利用させなければならない。

（重要文書等の利用の方法）

第11条 重要文書の利用の方法は、閲覧、写しの交付又はカメラによる撮影等とする。

2 重要文書等の利用の方法に関する必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（入館の制限等）

第12条 教育委員会は、文書館を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、退館を命じ、又は重要文書等の利用を制限することができる。

- (1) 文書館の施設、重要文書等を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 他の利用者の利用等に支障をきたすおそれがあるとき。
- (4) この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不適当と認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により入館の制限等をされた場合に生じた利用者等の損失については、補償しないものとする。

（費用負担）

第13条 文書館の入館料及び重要文書等の利用に係る手数料は、無料とする。

（損害賠償）

第14条 故意又は過失により文書館の施設、重要文書等その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（運営審議会の設置）

第15条 教育委員会は、次に掲げる事項を審議するため安曇野市文書館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置することができる。

- (1) 文書館において収集する公文書等の選定及び廃棄に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、文書館の運営管理に関すること。

2 運営審議会の委員は、5人以内とし、公文書等に関する学識を有する者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

3 運営審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営審議会に会長を置き、委員が互選する。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第16条 運営審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 17 条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条、第 7 条、第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(安曇野市情報公開条例の一部改正)

2 安曇野市情報公開条例の一部を次のように改正する。

第 35 条に次の 1 項を加える。

3 この条例の規定は、歴史的又は文化的価値を有するものとして安曇野市文書館条例（平成 30 年安曇野市条例第 1 号）の定めるところにより特別の管理がされているものについては、適用しない。

(安曇野市個人情報保護条例の一部改正)

3 安曇野市個人情報保護条例（平成 28 年安曇野市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条を第 32 条とする。

第 30 条の次に次の 1 条を加える。

(適用除外)

第 31 条 この条例の規定は、歴史的又は文化的価値を有するものとして安曇野市文書館条例（平成 30 年安曇野市条例第 1 号）の定めるところにより特別の管理がされているものについては、適用しない。

附 則（略）

【教育委員会定例会提出資料】

議案第3号	教育部 文化課
平成30年3月22日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 財津 達弥

タイトル	安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱を廃止する要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱案の承認
要旨	安曇野市文書館(10月開館予定)における業務等を検討するため設置した安曇野市文書館業務検討委員会の任務が完了したため、安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱(平成29年教育委員会第8号)を廃止するものです。
説明	<p>安曇野市文書館業務検討委員会は、平成29年5月29日から9月25日まで計4回にわたり開催しました。当市の公文書や地域資料の管理の状況を確認し、公文書館法や公文書等の管理に関する法律の趣旨等を踏まえ、安曇野市における文書館のあり方や業務内容についての提言書を教育長に提出しました。</p> <p>1. 要綱の名称 安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱を廃止する要綱</p> <p>2. 公布日 平成30年3月31日</p>

安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱を廃止する要綱(案)

安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱（平成29年教育委員会第8号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

平成30年 月 日提出

安曇野市教育長 橋渡 勝也

議案第4号	教育部 図書館交流課
平成30年3月22日提出	(課長) 丸山 高人 (担当係長) 細田 昌伸

タイトル	第2次安曇野市図書館基本計画について
決定を要する事項の内容	計画の決定
要旨	「第2次安曇野市図書館基本計画」の策定のため、庁内会議及び図書館協議会で協議のうえ、案のパブリックコメント（12/26～1/24）を実施しました。これを踏まえ、図書館協議会で検討のうえ、最終案を作成しましたので、その内容についてご協議をお願いするものです。
説明	<p>1 計画の位置づけ 本市の行政運営の基本となる第2次安曇野市総合計画のもと、教育大綱、第2次安曇野市生涯学習推進計画、第2次安曇野市文化振興計画を補完する計画であるとともに、図書館法第7条の2に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成24年文部科学省告示第172号）に規定する「基本的運営方針」とします。</p> <p>2 市民意向の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安曇野市図書館条例に基づく図書館協議会（委員10名）で協議（7回：H28.9～H30.2） (2) 市民・利用者・小中学生アンケートの実施 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・期間：H28.12.12～H28.12.27 ・回答数：1,164票（対象2,500人、回収率46.5%） イ 利用者アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・期間：H28.12.12～H29.1.11 ・回答数：392票 ウ 小中学生アンケート <ul style="list-style-type: none"> ・期間：H28.12.12～H28.12.21 ・回答数：477票（市内全校の小学6年生・中学2年生各校1クラス） (3) 市民ワークショップの開催 <ul style="list-style-type: none"> ・期日：H29.7.22 ・参加者：10人 (4) パブリックコメントの実施

ア 期 間：H29.12.26～H30.1.24

イ 意見等：1人4件

3 第1次計画（H21～H29）の総括

- (1) 施設の整備に伴い、個人登録率、市民1人あたりの貸出数、蔵書数など目標値を概ね達成する見込みですが、アンケート等によれば、図書館を利用する市民は約半数となっていることから、利用促進図るために図書館サービスの周知と内容の充実が必要です。
- (2) 利用者の立場に立った図書館サービスの提供や市民の学習支援するために職員の専門的な知識・技術や蓄積が課題です。

4 パブリックコメントについて

安曇野市自治基本条例第19条及び安曇野市パブリックコメント手続実施要綱に基づき実施

別紙1

5 計画最終案の概要

別紙2

- (1) 計画期間：平成30（2018）年度～平成39（2027）年度
- (2) 基本理念
 - ・ 多様化する市民の「学び」に応える図書館を目指します。
 - ・ 「本と本、人と人の出会いの広場」となる図書館を目指します。
- (3) 基本方針
 - ア 市民への新鮮な資料や最新の情報の提供
 - イ さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実
 - ウ 「地域の教育力」を高める活動の推進
 - エ 図書館の利用に障がいのある方々の障がいの除去
 - オ 本市の歴史と文化の継承
 - カ 市民の調査・研究の支援の強化
 - キ 計画の推進

6 今後の予定等

- (1) 市のホームページ、広報等に掲載するとともに、地域区長会、図書館協議会、学校図書館司書部会等で説明をするなどして周知等に努めています。

第2次安曇野市図書館基本計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果

1 実施期間

平成 29 年 12 月 26 日から平成 30 年 1 月 24 日まで

2 意見提出者

1 人

3 意見数

4 件

4 パブリックコメントに係る意見の要旨と対応

別紙のとおり

別紙

No.	図書館基本計画 該当箇所	御意見の趣旨	対応	
1	P 10 7 計画の推進	(1) 「市民との協働により、市民ニーズに沿った図書館運営に努めています。」「運営状況について点検及び評価を毎年度行います。」「資料の充実」に期待している。 (2) 「図書館活動の周知」は中学生議会での提言の具体化を望む。	(1) ご期待に沿えるよう、計画を着実に進めていきます。 (2) 中学生議会での答弁のとおり、児童生徒の利用促進を図るため、子ども向け「図書館だより」の発行などを検討していきます。	原案のとおり
2	【現状と課題】 P 5 さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの提供 P 6 「地域の教育力」の向上 【基本方針】 P 8 さまざまな「学び」の場としての図書館サービスの充実 P 9 市民の調査・研究の支援 レファレンスサービスの充実、周知	(1) レファレンスサービスの充実に最も効果のあるのは実務研修だと思う。(P 5, P 6) (2) レファレンスを充実させ周知することの具体的な方策が不明(P 8) (3) 「専門的知識の習得」「法令遵守に関する研修」が「レファレンスサービス担当職員の資質向上」にどう結び付くか理解できない。	(1) 日々利用者と向き合うことで得られる経験は、司書としてのスキルアップには一番大切なことと理解しており、それを職員間で共有することが大切であると考えています。 (2) 図書館を利用していただく方が満足していただくことが一番と考えますが、具体的な方策については、毎年度策定する事業計画の中で取り組んでいきます。 (3) ご意見を考慮	(1) (2) 原案のとおり (3) 「レ

			し、職員の資質向上は、レファレンスサービスのみでなく市民の調査・研究全般を担うことから右記のとおり変更します。	「アレンスサービスを担う」を「調査・研究の支援を担う」
3	P 8 地域の教育力を高める活動の推進	小中学校校との連携強化に期待するが、一方的な資料の提供でなく、「学校の勉強に合わせた資料等を増やすこと、例えばその季節や時事問題に合ったコーナーを作ったり、学校でほしい資料等について相談する窓口を用意し、資料を提供するシステムを作ったら」との中学生議会での提言を具体化することがあってもよい。	学校図書館からの要望をお聞きしながら平成28年度からの学校調べ学習用図書整備事業を進めます。 また、現在、学校図書館司書部会に公立図書館職員が同席し、意見交換やご要望をお聞きしていますが、部内の連携をさらに図る取り組みを検討していきます。	原案のとおり
4	全般	中央図書館の新着書に「図書館と法」「学校図書館の教育力を活かす」「1からわかる図書館の障害者サービス」「インターネット時代のレファレンス」「図書館のこれまでとこれから」があり、これらの図書を参考にすればもっと具体的で説得力のある基本計画がまとめられるのではないかと	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 図書館施策については、最新の情報の収集に努め、また、市の関係部署と情報共有していきます。	

	<p>思う。学校図書館との連携については「市民タイムス」のコラム「教育革命？」（村澤勝熙）（2018年1月21日）が参考になる。</p> <p>テレビや新聞で気になる記事・紹介があると図書館で関連の資料があるか確認しており、現場の課題解決に役立つと思われる資料について担当課にもお知らせしているので、行政に関わる職員が利用する図書館となるべきである。</p>	
--	---	--

議案第8号	教育部 各課
平成30年3月22日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	生涯学習課 後援 5件 文化課 共催 2件、後援 2件 (詳細 別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の収集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部生涯学習課共催・後援台帳(平成29年度3月定期会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
1020	H30.2.7	スポーツ推進担当	USAジャパンリージョナル(地方)アリーナ第7回チアダンス日本大会甲信越大会	長野県チアリーダー協会	USAジャパンリーダー協会	甲信越の小・中・高生が参加するため。	2月6日	平成30年12月22日(土)	2月	穂高総合体育館およひ穂高公民館	翌年3月に開催されるチアリーディング・ダンス日本大会の地方予選(地区大会)	チアリーディング・ダンスまでの演技大会。出場部門の基準点を超えることで全国大会への出場権を獲得。開催部門、チアーディング、各種ダンス、入場料:前売り券1人1,200円、当日券1,800円、参加料:2,500円	-	-	-	基準第3条第2項により可
1021	H30.2.8	スポーツ推進担当	JAPresents 第2回abnみんなでつなぐ時間リレーマラソン	長野朝日放送株式会社	土屋 英樹	幅広い層からの参加者を集め、健康増進・スポーツによる目的で行なう。安曇野市教育委員会の後援をいただき、春のスポーツイベントとして定着化を図りたい。	2月5日	平成30年5月13日(日)	2月	穂高交差点一帯	日本一の長寿県・長野。今大会を通じ、スポーツ振興や健康増進を寄与し、参加者、協賛社、主催者、運営スタッフなど、大会に貢献する全ての人人が笑顔になる大会を目指す。	10人以下のチームを作り、やまびこドーム周辺と特設コース(1周1.2km)をメイン、全員でどれだけ回できるかを競うランニングイベント。部門:一般の部、アメリカ一世代、小学生の部、小・中学生の部(参加賞:一般の部1人3,000円、ファミリー一代、小学生の部1人2,500円、小・中学生の部1人1,500円)	-	-	-	基準第3条第2項により可
1022	H30.3.2	社会教育担当	憲法記念日映画上映会	平和憲法を守る安曇野の会	長谷川 陽子	1999年以来憲法記念日行事を行なう。教育委員会や市町村の後援を頂き、憲法の理解に努めていますので今後もお願い致します。	3月2日	平成30年5月6日(日)	3月	穂高交差点一帯	2018年憲法記念日行事「チャップリン「独裁者」」上映とお話し	チャップリン「独裁者」上映 参加協力券500円	-	-	-	基準第3条第2項により可
1023	H30.3.8	スポーツ推進担当	やまとたみキッズ登山クラブ	長野県立山岳協会	認定特定非営利活動法人信州まつもと山岳ガイド協会やまたみ	継続的に事業をするためには、多くの方への告知が必要な為。	3月5日	平成30年4月1日~平成31年3月31日(日)	4月	長野県全域	他のスポーツとは異なり、他者と競い合うことを目的とせず、登山を中心とした様々な形の自然と体験や教室活動を通して、子ども達の健全育成を図る。	登山の体験活動および教室を開催。年13回「やまとたみアーリー登山教室」年4回開催。対象:小学生および家族 参加費:1人3,000円 参加費:1人5,000円~25,000円	-	-	-	基準第3条第2項により可
1024	H30.3.13	社会教育担当	3000万署名講演会	憲法9条を守る穂高の会	事務局 塙 善次郎	憲法9条を守る穂高の会	3月13日	平成30年4月7日(土)	3月	穂高交差点一帯	憲法9条の持つ平和への力を見つけ直し、現在議論される9条改憲を考える	3000万署名講演会 講師:飯田美弥子(弁護士) 参加費:300円(小・中・高校生は無料)	-	-	-	基準第3条第2項により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度3月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 管		
1782	H30.2.13	文化	第19回安曇野市紙飛行機競技大会(飯沼飛行士記念大会)	第19回安曇野市紙飛行機競技大会実行委員会	安曇野市豊科近代美術館	齋藤 光永	紙飛行機の普及を通して、青少年に健全な遊びを増進し、高齢者の健康を維持するため、教育機関等の団体が主催する競技会に参加していただき。	2月	13日	平成30年4月8日(土)紙飛行機教室は4月7日(土)	月	白馬村出身、穂高商業高校卒でニユーヨークを拠点として活動する郷津雅志の展示会を開催します。期間中、5月13日(土)~5月12日(土)にかけて小学校生・高校生向けの写真教室を開催されます。期間中は、トークショーやワークショップ多目的ホール	紙飛行機教室：4月7日(土)に初開催し同日、作成した機体で初心者クラスの競技も行う。競技種目：自由飛行、規定飛行距離(神風号)参考料金に一千円。大会：4月3日(土)に規定飛行距離(神風号)、自由飛行、規定飛行距離(神風号)、参加費：15歳以上は1,000円、14歳以下は500円	○ ○ ○	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	
1827	H30.2.20	文化	平成30年度 安曇野市豊科近代美術館特別展「郷津雅夫展」	安曇野市豊科近代美術館	安曇野市豊科近代美術館	館長 崇深重徳	安曇野市内の多くの市民に広報・周知するため。	2月	20日	平成30年4月28日(土)~6月3日(日)	月	白馬村出身、穂高商業高校卒でニユーヨークを拠点として活動する郷津雅志の展示会を開催します。期間中、5月13日(土)~5月12日(土)にかけて小学校生・高校生向けの写真教室を開催されます。期間中は、トークショーやワークショップ多目的ホール	白馬村出身、穂高商業高校卒でニユーヨークを拠点として活動する郷津雅志の展示会を開催します。期間中、5月13日(土)~5月12日(土)にかけて小学校生・高校生向けの写真教室を開催されます。期間中は、トークショーやワークショップ多目的ホール	○ ○ ○	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	
1872	H30.3.1	文化	第55回童謡祭り	童謡祭り実行委員会	安曇野市教育委員会	実行委員長 山本千鶴子	子ども達への情操教育を目的として童謡祭りを開催し、作詞作曲コンクールを市内の小中学校に広め、演奏会を通じて子ども達に「よい歌」を教えるために、また、開催による広報をお願いしたい。平成18年(第43回)まで安曇野市教育委員会で開催。当日作詞作曲コンクールの発表をし、教育委員会連名)を渡した。	2月	27日	平成30年5月5日(土・祝)	月	安曇野市公民館大ホール	・コーラス団体による藤森秀夫先生の曲披露・作詞作曲コンクール表彰及び最優秀曲の披露・演奏会、地元演奏会、豊科地域認定にともない、園園團、豊科東小学校合唱部、安曇野市童謡・唱歌会が歌を歌い、安曇野市音楽委員会によるアンサンブル(アコギ・トランペット)による演奏	安曇野市豊科出身の詩人でドイツ文學学者だった藤森秀夫先生を記念して、安曇野市内外へ童謡祭りを広めるとともに、子ども達に音楽を通じて音楽を愛好する心情を育んでいく。	○ ○ ○	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可
1924	H30.3.7	文化	第22回モーリアルト交響曲全曲演奏会	モーリアルト交響曲全曲演奏会実行委員会	モーリアルト交響曲全曲演奏会実行委員会	モーリアルト交響曲全曲演奏会実行委員会	松本市だけではなく、周辺地域の住民に鑑賞していただきたいため、平成10年からモーリアルトの交響曲を10年に亘って松本市、塙原市、安曇野市、及び近隣を中心とした地域で演奏会を開催する。平成30年秋に終了の見込み。	3月	7日	平成30年5月4日(金・祝)	月	松本市文化ホール(主ホール)	演目:交響曲第4番ハ長調K-V551・ジーピーター1、交響曲第13番ヘ長調KV112、交響曲第2番KV97(73m)	地域の住民に鑑賞していただきたいため、平成10年からモーリアルトの交響曲を10年に亘って松本市、塙原市、安曇野市、及び近隣を中心とした地域で演奏会を開催する。平成30年秋に終了の見込み。	- - -	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	基準第3条第2項により可	

【教育委員会定例会提出資料】

報告第1号	教育部 学校教育課
平成30年3月22日提出	(センター長)曾根原 正之 (担当)宮澤 慎二

タイトル	平成30年度 安曇野市学校給食費会計予算について
報告を要する事項の内容	平成30年度 安曇野市学校給食費会計予算について
要旨	平成30年度 安曇野市学校給食費会計予算の報告
説明	<p>平成30年2月16日開催の学校給食センター運営委員会において、平成30年度の学校給食費会計予算について審議していただき決定しました。</p> <p>平成30年度は、児童生徒の減少により4億8千9百万円余の予算となり、今年度予算に比べると1千3百万円の減となりました。</p> <p>また、来年度の給食費については、今年度と同額で日額小学校280円、中学校330円となり、給食日数が小中学校200日のため、年額小学校56,000円、中学校66,000円となります。</p>

平成 30 年度

安曇野市学校給食費会計予算書(案)

平成 30 年 2 月 16 日 提出

学校 教育 課 学校給食担当

平成30年度学校給食費会計歳入歳出予算書(案)

【歳入の部】

(単位:千円)

		北部学校給食センター	堀金学校給食センター	中部学校給食センター	南部学校給食センター	合 計
給食費	現年度	166,893	53,390	135,220	134,123	489,626
	滞納分	1	1	1	1	4
給食費計		166,894	53,391	135,221	134,124	489,630
雑 収 入		1	1	1	1	4
繰 越 金		1	1	1	1	4
歳 入 合 計		166,896	53,393	135,223	134,126	489,638

【歳出の部】

(単位:千円)

		北部学校給食センター	堀金学校給食センター	中部学校給食センター	南部学校給食センター	合 計
主食費	米飯	11,788	3,401	9,115	9,077	33,381
	パン	3,879	1,257	3,405	3,219	11,760
	麺	2,948	936	2,459	2,414	8,757
	牛乳	30,786	9,779	24,252	24,100	88,917
主食費計		49,401	15,373	39,231	38,810	142,815
副食費		112,459	36,520	92,272	91,416	332,667
還付金		5,036	1,500	3,720	3,900	14,156
歳出合計		166,896	53,393	135,223	134,126	489,638

歳 入	489,638,000	円
歳 出	489,638,000	円
差 引 残 額	0	円

平成30年度 北部学校給食センター給食費会計予算書(案)

歳 入	166,896,000 円
歳 出	166,896,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 給食費			166,894	169,350	△ 2,456	
	1 給食費		166,894	169,350	△ 2,456	
		1 給食費	166,893	169,349	△ 2,456	
						穂高東中学校 33,066,000円 年額66,000円×501人 穂高西中学校 30,228,000円 年額66,000円×458人 穂高南小学校 34,496,000円 年額56,000円×616人 穂高北小学校 42,000,000円 年額56,000円×750人 穂高西小学校 25,592,000円 年額56,000円×457人 給食センター 1,510,080円 年額68,640円×22人
		2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜収入			1	1	0	
	1 雜収入	1 雜収入	1	1	0	預金利子他
3 繰越金			1	1	0	
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
歳入合計			166,896	169,352	△ 2,456	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			166,896	169,352	△ 2,456	
1 主食費	1 米 飯 等 購 入 費		49,401	50,115	△ 714	
		1 米 飯 等 購 入 費	11,788	11,340	448	
		2 パン製品購入費	3,879	4,811	△ 932	
		3 麵 購 入 費	2,948	3,606	△ 658	
		4 牛 乳 購 入 費	30,786	30,358	428	
	2 副食費	1 副食材料購入費	112,459	114,525	△ 2,066	
3 還付金	1 還 付 金		5,036	4,712	324	給食費還付金
歳 出 合 計			166,896	169,352	△ 2,456	

平成30年度 堀金学校給食センター給食費会計予算書(案)

歳 入	53,393,000 円
歳 出	53,393,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項				
1 給食費		53,391	55,879	△ 2,488	
	1 給食費	53,391	55,879	△ 2,488	
	1 給食費	53,390	55,878	△ 2,488	
					堀金小学校30,800,000円 年額 56,000円×550人
					堀金中学校21,648,000円 年額 66,000円×328人
					給食センター他941,820円 年額 68,640円×13人 米飯(日額330円×150日)×1人
	2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜収入		1	1	0	
	1 雜収入	1	1	0	預金利子他
3 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
歳入合計		53,393	55,881	△ 2,488	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			53,393	55,881	△ 2,488	
	1 主食費		15,373	15,800	△ 427	
		1 米 飯 等 購 入 費	3,401	3,480	△ 79	
		2 パン製品購入費	1,257	1,305	△ 48	
		3 麵 購 入 費	936	1,005	△ 69	
		4 牛 乳 購 入 費	9,779	10,010	△ 231	
	2 副食費	1 副食材料購入費	36,520	39,081	△ 2,561	
	3 還付金	1 還 付 金	1,500	1,000	500	給食費還付金
歳 出 合 計			53,393	55,881	△ 2,488	

平成30年度 中部学校給食センター給食費会計予算書(案)

歳 入	135, 223, 000 円
歳 出	135, 223, 000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目		本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項				
1 給食費		135, 221	140, 007	△ 4, 786	
	1 給食費	135, 221	140, 007	△ 4, 786	豊科北小学校31, 976, 000円 年額56, 000 円×571人
	1 給食費	135, 220	140, 006	△ 4, 786	豊科東小学校11, 368, 000円 年額56, 000円×203人
					明南小学校15, 008, 000円 年額56, 000円×268人
					明北小学校7, 560, 000円 年額56, 000円×135人
					豊科南中学校25, 872, 000 円 年額66, 000円×392人
					豊科北中学校26, 466, 000円 年額66, 000円×401人
					明科中学校15, 312, 000円 年額66, 000円×232人
					給食センター他1, 658, 580円 年額68, 640円×22人
					米飯(日額330円×150日)×3人
	2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雜収入		1	1	0	
	1 雜収入	1 雜収入	1	1	0 預金利子他
3 繰越金		1	1	0	
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0 前年度繰越金
歳入合計		135, 223	140, 009	△ 4, 786	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事 業 費			135,223	140,009	△ 4,786	
1 主食費	1 米 飯 等 購 入 費		39,231	39,766	△ 535	
		1 米 飯 等 購 入 費	9,115	9,368	△ 253	
		2 パン製品購入費	3,405	3,684	△ 279	
		3 麵 購 入 費	2,459	2,303	156	
		4 牛 乳 購 入 費	24,252	24,411	△ 159	
	2 副食費	1 副食材料購入費	92,272	96,256	△ 3,984	
3 還付金	1 還 付 金		3,720	3,987	△ 267	給食費還付金
歳 出 合 計			135,223	140,009	△ 4,786	

平成30年度 南部学校給食センター給食費会計予算書(案)

歳 入	134,126,000 円
歳 出	134,126,000 円
差引残額	0 円

1 歳 入

(単位:千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 給食費			134,124	137,067	△ 2,943	
	1 給食費		134,124	137,067	△ 2,943	
		1 給食費	134,123	137,066	△ 2,943	三郷小学校 56,224,000円 年額 56,000円×1,004人
						三郷中学校 37,950,000円 年額 66,000 円×575人
						豊科南小学校 38,360,000円 年額56,000円×685人
						給食センター他1,589,940円 年額68,640円×21人
						米飯 (330円×150日) ×3人
		2 滞納分	1	1	0	滞納繰越分
2 雑収入			1	1	0	
	1 雑収入	1 雜収入	1	1	0	預金利子他
3 繰越金			1	1	0	
	1 繰越金	1 繰越金	1	1	0	前年度繰越金
歳入合計			134,126	137,069	△ 2,943	

1 歳 出

(単位：千円)

科 目			本年度 予算額	前年度 予算額	差 引 増減額	備 考
款	項	目				
1 事業費			134,126	137,069	△ 2,943	
1 主食費	1 米飯等購入費		38,810	41,390	△ 2,580	
		1 米飯等購入費	9,077	9,183	△ 106	
		2 パン製品購入費	3,219	3,563	△ 344	
		3 麵 購 入 費	2,414	2,604	△ 190	
		4 牛 乳 購 入 費	24,100	26,040	△ 1,940	
	2 副食費	1 副食材料購入費	91,416	92,079	△ 663	
3 還付金	1 還 付 金		3,900	3,600	300	給食費還付金
歳 出 合 計			134,126	137,069	△ 2,943	

報告第2号	教育部 図書館交流課
平成30年3月22日提出	(課長) 丸山高人 (担当) 細田 昌伸

タイトル	任期満了に伴う安曇野市図書館長の選任について ----- 安曇野市図書館長の選任
要旨	平成30年度の図書館長を任命するもの
	<p>1 任命根拠 地方公務員法第17条の規定による非常勤嘱託職員</p> <p>2 勤務時間 1日7時間45分(週38.75時間)</p> <p>3 雇用期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p> <p>4 安曇野市図書館長の任務 安曇市の図書館の館務を掌握し、所属職員を監督し、図書館奉仕の達成に努めるもの。</p>
説明	<p>5 各図書館長の氏名・年齢・住所</p> <p>○ 豊科図書館長(再任) 氏名 青柳 温男 氏(あおやぎ やすお) 年齢 66歳 住所 安曇野市堀金三田2590番地</p> <p>○ 三郷図書館長(再任) 氏名 遠藤 正志 氏(えんどう まさし) 年齢 61歳 住所 安曇野市穂高有明9105番地8</p> <p>○ 堀金図書館長(再任) 氏名 百瀬 佳子 氏(ももせ よしこ) 年齢 64歳</p>

住 所 安曇野市豊科 1032 番地 19

○ 明科図書館長（新任）

氏 名 伊藤 和子 氏 (いとう かずこ)

年 齢 60 歳

住 所 安曇野市豊科高家 3646 番地 38

備 考 平成 30. 3. 31 付安曇野市立明南小学校長退職

【教育委員会定例会提出資料】

報告第3号	教育部 生涯学習課
平成30年3月22日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長) 松岡 学

タイトル	安曇野市青少年センター青少年運営委員の改選について															
要旨	平成30年3月31日で任期満了を迎えるため、新役員の推薦を各団体に依頼しました。															
	<p>1 推薦依頼目的 青少年センター事業の企画・運営への参画</p> <p>2 推薦依頼内容 青少年センター運営委員 (任期: 平成30年4月1日～平成32年3月31日)</p> <p>3 推薦依頼人数 各団体 2名</p> <p>4 推薦依頼先</p> <table> <tbody> <tr> <td>穂高地域青少年育成連絡協議会</td> <td>望月文規会長</td> </tr> <tr> <td>明科地域青少年育成市民会議</td> <td>丸山恭一郎会長</td> </tr> <tr> <td>安曇野少年警察ボランティア協会</td> <td>有賀裕司会長</td> </tr> <tr> <td>安曇野市保護司会</td> <td>岡部勲会長</td> </tr> <tr> <td>安曇野市更生保護女性会</td> <td>市川節子会長</td> </tr> <tr> <td>安曇野市民生児童委員会</td> <td>松嶋隆徳会長</td> </tr> <tr> <td>安曇野市P.T.A連合会</td> <td>羽田野賢二会長</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 その他 運営委員会に置いて、小中学校児童保護者との連携が必要であり運営委員への参画について要望があったため、安曇野市P.T.A連合会に今回推薦を依頼</p>		穂高地域青少年育成連絡協議会	望月文規会長	明科地域青少年育成市民会議	丸山恭一郎会長	安曇野少年警察ボランティア協会	有賀裕司会長	安曇野市保護司会	岡部勲会長	安曇野市更生保護女性会	市川節子会長	安曇野市民生児童委員会	松嶋隆徳会長	安曇野市P.T.A連合会	羽田野賢二会長
穂高地域青少年育成連絡協議会	望月文規会長															
明科地域青少年育成市民会議	丸山恭一郎会長															
安曇野少年警察ボランティア協会	有賀裕司会長															
安曇野市保護司会	岡部勲会長															
安曇野市更生保護女性会	市川節子会長															
安曇野市民生児童委員会	松嶋隆徳会長															
安曇野市P.T.A連合会	羽田野賢二会長															
説明		以上														

報告第4号	教育部 各課
平成30年3月15日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	生涯学習課 6件 文化課 5件 (詳細別紙)

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいづれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参考予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度3月定期会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者 (固体)	申請者 種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	承認	開催目的(趣旨)	会場	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
88 H30.2.5	スポーツ 推進担当	第65回安曇野市長杯争奪高卓球大会	井口 富雄	安曇野市体育協会一生涯卓球クラブ	後援	多くの市民の方々に応援を出していただきたい。	2月3日	平成30年3月11日(日)	○	過去承認	○	2月9日	穂高総合体育馆	競技種目:一般シングルス男女・女子、カデット以下シングルス男子・女子、小学生シングルス男子・女子、地域文化体育活動と健全な地域社会の発展及び地域地図社会の活性化と愛好者の底辺抗争方法、各種目トーナメント方式で優勝者を決定。参加料:中学生以下1人800円、高校生以上1人1,000円	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条例第2号 により可	
89 H30.2.13	スポーツ 推進担当	第25回安曇野レディース卓球大会	安曇野卓球連盟	会長 西村 義夫	後援	社会教育一環として女性の交流の場として必要。	2月7日	平成30年3月11日(日)	○	過去承認	○	2月16日	豊科勤労者総合体育館	安曇野市内に居住又は通勤する30歳以上の女性が参加。3~4人でチームを構成し、3ダブルスによる選手選りくじ及び決勝リーグ。参加料:1人1,000円	-	-	○ ○ ○	基準第4 条例第2号 により可	
90 H30.2.15	スポーツ 推進担当	平成29年度第8回アルフレード杯卓球大会	安曇野小学校	安曇野バレーボール連盟	後援	安曇野市体育委員会や教育委員会を借りて大会を開催する。内外の女子児童と女子生徒の親睦と6人制競技規則の体得をする。	2月15日	平成30年3月25日(日)	○	過去承認	○	2月16日	穂高総合体育馆	バレーボールを通じて、小学校や生徒の親睦を図る。6人制バレーボール競技規則により実施。成績は、セット率・得失点(得点・失点)・率の順で順位を決定。参加料:チケット2,000円	-	-	○ ○ ○	基準第4 条例第2号 により可	
91 H30.2.19	社会教育 担当	フランクーサークル作品展	代表 吉江 美智代	フランクーサークル彩	後援	日頃のサークル活動を通して作品展示をさせて、地域の皆さんに活動をさせていただきたく、その場で花にふれ、いい興味を持つために、ボランティアもしていきたい。	2月19日	平成30年4月21日(土)~22日(日)(準備19、20日)	○	過去承認	○	2月22日	穂山公園研究成果水	地域の皆さんに一人でも多く花に親しんでいただける機会を設け、又サークル活動も知っていただきたい。	○ ○ ○	-	○ ○ ○	基準第4 条例第2号 により可	
92 H30.2.22	スポーツ 推進担当	2018年度 穂高壮年ソフトボール連盟リーグ戦	会長 宮田 勝昭	穂高壮年ソフトボール連盟	後援	当連盟発足(昭和54年)より毎年、後援ご協力をもらっています。今年度もお届けいたしました。	2月22日	平成30年4月21日(土)~平成30年10月30日(火)(閉幕)	○	過去承認	○	2月27日	有明運動場、西郷運動場、北郷運動場、穂高東中学校、穂高西中学校校庭	ソフトボールを通じて、会員42チーム(689名)参加予定。リーグ(A・B・C・D-Sリーグ)内絶当たり試合、各リーグ共、水、金、日曜日ビジャーティーで行う。加盟金:1チーム20,000円会費:1人3,000円	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4 条例第2号 により可		

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度3月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	事決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
93 H30.3.1	スポーツ推進担当	第35回安曇野少年野球大会	会長 福岡 喜彦 事務局 堀 駿 実部 金式野球中学校	豊科野球クラブ (スポーツ少年野球 式野球中学校)	豊科野球クラブ	後援	市内6校を含む 23チームが参加 し、教育普及向上の 一環として、各校 に寄与するもの であり、後援を申 請します。	3月1日 (金～5日土) 予備日：5月6日 (日)	平成30年5月14日 (金)	○	過去承認	○	3月8日	県民豊科運動広場、豊科北中学校、鶴高東中学校、鶴高西中学校、鶴高中学校、鶴金中学校校庭、明科中学校校庭、池田村広場グラウンド	競技方法：県内外の23の中学生 チームによる予選リーグ及び決 勝トーナメント。 参加人数：約500人。 参加料：チーム5,000円	○	○	○	基準第4 条第2号 により同	

教育部文化課・後援合帳(平成29年度3月定例会専決報告事項)

No	受付日	所管	件名	申請者	申請日	主催者 (固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由 承認	承認(専決)日	開催目的(専決)	会場	開催内容	H28	H27	H26	所管課 窓口
11754	H30.2.6	文化	教育講演会・ 「ワークショップで話す そう！」	(一財)言語文化交流研 究所ヒップアフタ ミーリークラブ	2月 8 日	過去承認	三郷市民館 ②三郷市市民センター ③豊ヶ丘センター 晋セセラ	多言語環境でこそ言まれる「どこ の人、どんな世代の人に対する 理解を深めてもいいそこで共に考え 出せる機会とする。親子で参加してす らい、相互のコミュニケーションを 深める機会とする。	①平成30年 1月11日 (日) ②5月20日 (日) ③6月2日 (土) ④6月17日 (日)	2月 5 日	過去承認	2月 8 日	松本市美術館 二階ギャラリー A・B室	講演会では多言語活動の紹介、 ワークショップで講演を開催す る。この講演会を通じてコミュニケーション を深めることの大切さについて 多言語活動の柔軟で可能性について 文化、多世代、地域の皆様と理解を深め、次世代 を担う子供たちを育成するより 良い環境づくりについて共に考え たいと思います。	○	-	-	基準第2 号により 可		
11755	H30.2.5	文化	第29回松本かな美の会 文化な美の書展	松本かな美の会	2月 8 日	過去承認	教育委員会の後援があり周 知できるため。	2月 5 日	平成30年 3月23日 (金)～3月 25日(日)	2月 8 日	松本市美術館 二階ギャラリー A・B室	我が国固有の利点、特にかな書 が開催されるため。	安曇野、松本、塩尻、木曽のかな書 を学ぶ会員に見出し、表現派大書道展を開催する。出品料は1人 4,000円、入場料は無料。	○	○	○	基準第2 号により 可			
11781	H30.2.1	文化	第24回二宮康 明杯・全日本紙 飛行機選手権 長野大会予選会	安曇野紙ヒコーキ ラブ	2月 13 日	過去承認	紙飛行機の普及を通して、 青少年に健全な遊びを提供し、 高齢者等の参加を進め、教室等に参加 増加者に広く競技会に参加 していいくたく。	2月 13 日 6月 24日 (日) 7月 29日 (日) 予備日：8月 19日(日)	平成30年5 月27日(日) 6月 24日 (日) 7月 29日 (日) 予備日：8月 19日(日)	2月 19 日	安曇野市豊科 総合公園	大会テーマ「新しい空見よう、東北 空に笑顔を」のもと予選会を開催する。 紙飛行機の普及と親善を はかる。	主催：日本紙飛行機協会、岐阜 県、各務原市。平成30年3月17 日(土)～8月19日(日)の期間 に全国25都道府県で予選会を開催し、 平成30年11月3日(土)～4日(日)(平成31年1月3日(土)～4日(日))に岐阜県各務原市総 合運動公園で決勝大会が開催され る。長野県は予選会を実施している。参 加料は一般 3000円。参加予定 人数は15名～20名。	○	-	-	基準第2 号により 可			
11791	H30.2.1	文化	(仮)信濃雅楽 会第6回定期 演奏会	信濃雅楽会	2月 13 日	過去承認	教育委員会の後援があり周 知できるため。	2月 13 日	平成30年 6月16日 (土)	2月 19 日	穂高交流学習 センターみらい 交流ホール	日本古来の伝統文化である雅樂 を多くの方に親しんでいただき て、その成果を発表す る。	種高神社を母体としている「信濃 雅楽会」は大正初期に構成された雅 樂会として発足している。平成12年発 表得賞にて認められ、平成19年から 毎年周年を期に信濃雅楽好家 に改名し県内外多くの雅樂爱好者 と交流をしている。平成25年から 毎年定期演奏会を開催し管弦、 舞樂を披露。入場料は小学生以上 500円。参加予定者数は35 名、入場予定者数は150名。	○	○	○	基準第2 号により 可			
H30.2.1	H30.2.1	文化	TOSS五色百人一首 長野県支部 第15回文野 百人一首 野県大会	TOSS五色百人一 首協会長野県 支部	2月 5 日	過去承認	五色百人一首を通じて、 子どもたちの健全育成を いため。	2月 5 日	平成30年 3月11日 (日)	2月 18 日	長野市善光寺 大勤進	TOS五色百人一首協会は、全 国各都道府県の移転が「地元」とい う目的で発足。長野県支部は五 色百人一首を通じて日本古来の生 徒との交流を図ると共に日頃の 練習の成果を発揮するために開 催する。	五色百人一首は、1980年に小 学生1年生でも百人一首を楽しめた ように開発されたもので小倉百人 一首(100枚)を20枚ずつ大会では 長野県内小中学生を参加範囲と し、予選リーグ戦、決勝トーナメン トによる競技、出場予定者の数 は240名、入場予定者の数は700 名。入場料は無料。	○	○	○	基準第2 号により 可			

報告第 5 号

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈学校教育課〉

学校教育係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取組方針
中学生海外ホームステイ 交流派遣事業	<p>・参加生徒 14 人は 3 月 4 日（日）開催の出発激励式までに、オリエンテーション 3 回、英会話レッスン 6 回を受けて、3 月 17 日（土）に出発いたしました。</p> <p>現在は、オーストラリアメルボルンにてホームステイを行い貴重な体験を積んでおります。</p> <p>なお、今後は以下の予定で帰国報告会の開催を予定しております。</p> <p>○帰国報告会（予定） 開催日：平成 30 年 5 月 27 日（日） 開催時間：午前 10 時から午前 11 時 30 分 開催場所：安曇野市役所本庁舎 4 階 大会議室</p>	<p>帰国予定日 平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 2 時 30 分頃に安曇野市役所本庁舎へ到着予定。</p>

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：336 千円	5/23 第 1 回社会教育委員の会議 9/21 県研究大会 11/14 第 2 回社会教育委員の会議 11/16～11/17 関東甲信越静研究大会 11/29 中信地区秋の研修会 2/7 第 3 回社会教育委員の会議 2/7 市ブロック研修会 2/16 中信地区理事会	3/26 第 4 回社会教育委員の会議
第 2 次生涯学習推進計画策定 予算額：1,922 千円	4/27 第 1 回策定委員会 5/30 第 2 回策定委員会 7/12 第 3 回策定委員会 8/18 第 4 回策定委員会 11/9 第 5 回策定委員会 11/30 第 6 回策定委員会 12/20～1/19 パブリックコメント実施(意見提出なし) 2/2 第 7 回策定委員会	
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：3,000 千円	○10/3 安曇野市人権・平和特別授業～kizuki～ 対象児童 840 名、来賓 58 名 招待者 154 名 ○11 月 感想文応募(人権尊重作文集へ掲載)	

生涯学習推進費

事業(懸案事項)	現状況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：2,984 千円	○検定準備講座 7 月～10 月 全 10 回実施 受講者延べ 601 名 ○検定 1/28 平成 29 年度安曇野検定 実施 55 名受検(申込 61 名) 2/19～22 小学校 10 クラスで検定ジュニアの部実施 288 名受検 2/26 一般の部 合否結果を通知 受検者 55 名 合格者 14 名 合格率 25.5% ○図書「つなぐ～安曇野の伝説～」制作 8/18 第 1 回会議 監修・執筆者参集 執筆作業開始 9/19 第 2 回会議 10/24 第 3 回会議 10/27 挿絵依頼 11/28 第 4 回会議 執筆終了 原稿・挿絵確認等 2/5 図書完成、500 冊発行 2/7 読み聞かせ出前授業“つたえる” 明北小学校 5 学年で実施 2 月 市内小中学校、図書館ほかへ図書配付	○安曇野検定 ジュニアの部は現在採点集計中。合否結果は 3 月下旬に通知予定 一般の部、ジュニアの部ともに合格証と記念品を 3 月下旬に送付予定
市民大学講座 予算額：764 千円	○7/2 特別編 受講者 595 名 講師：田中 陽希さん 会場：豊科公民館大ホール ○8/1～9/5 信州大学編(全 5 回)受講者延べ 279 名 講師：信州大学より 5 名派遣 会場：「きぼう」多目的交流ホール	○特別編 平成 30 年度講師の選定
日本語教室 予算額：395 千円	○豊科・堀金は毎週日曜、穂高・三郷は土曜日に開催(明科休講中) ○6/27 第 1 回ボランティア講習会 受講者 12 名 講師：佐藤 佳子さん 2 月 広報あづみの：ボランティア募集記事掲載	3 月 22 日新規ボランティア説明会 第 2 回ボランティア講習会

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
学校開放講座 予算額：300千円	○社会教育法第48条による講座 5/3～12/23 南安曇農業高校 受講者述べ503名 7/22～10/21 明科高校 受講者延べ78名 8/26～11/4 穂高商業高校 受講者延べ143名 11/18、11/25 豊科高等学校 受講者延べ12名 11/23 豊科南中学校 受講者6名 11/18、12/16、1/20 穂高南小学校 受講者述べ31名 12/24 豊科高等学校 受講者5名	

人権教育推進事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会 予算額：1,218千円	5/9 第1回小委員会 5/30 第1回合同会議 出席者140名 研修会 講師：福岡 寿さん 演題：「障がい者の人権について」 2/20 第2回小委員会 出席者18名 2/27 第2回合同会議 出席者127名 研修会 講師：斎藤 洋一さん 演題：「同和問題の現状と課題」	
人権教育推進協議会 予算額：582千円	○4月 第1回地域人権教育推進協議会 ○12月～ 第2回地域人権教育推進協議会 12/20 明科地域 出席者20名 1/23 豊科地域 出席者28名 1/26 三郷地域 出席者19名 2/1 堀金地域 出席者8名 2/15 穂高地域 出席者28名	※平成30年3月末で2年任期が終了
人権尊重作文集～kiseki～ 予算額：326千円	○概要 市内小学校10校3～6年生、中学校7校1～3年、各人権学習会などの概要版などとともに合計27作品の作文集を作成し、関係者へ配付。 11～12月 作品募集 2月20日 発行 550冊 3月 入選者表彰・関係者への文集配付	
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	市内31企業加入 ○6/22 安曇野市企業人権教育推進協議会総会・研修会 ○11/6 企業人権啓発講演会 受講者110名 講師：竹内 昌彦さん（岡山県視覚障害者協会理事） 演題：「私の歩んだ道」～見えないから見えたもの～ 受講者：加入企業、推進委員・指導員ほか ○11/30 加入企業へ人権啓発資料の配付 「人権つうしん」「人権ながの」 ○12/3 人権のつどい 共催 参加者700名 全国中学生人権作文コンテスト入選者 表彰 講演会 演題：「夢と絆」 講師：蓮池 薫さん ○2/13 理事会 出席者10名	

中央公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
公民館運営審議会 予算額：147千円	4/24 第1回会議 12/20 第2回会議	3/23 第3回会議
公民館長会	4/10 第1回会議 5/8 第2回会議 6/5 第3回会議 7/3 第4回会議 8/7 第5回会議 9/4 第6回会議 10/10 第7回会議 12/4 第8回会議 1/9 第9回会議 2/5 第10回会議 3/5 第11回会議 第12回市公民館大会について	

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市公民館大会 予算額：254千円	5/21 第11回安曇野市公民館大会 会場：豊科公民館ホール 表彰：功労者3人・地区公民館報3点 事例発表：野沢地区公民館（三郷地域） 講演会：講師 丸田 勉さん (脚本家・演出家・県シニア大学講師)	
安曇野市総合芸術展 予算額：358千円	7/3 第1回実行委員会 10/10 第2回実行委員会 10/21 三郷地域文化祭作品選考 11/3 穂高・堀金・明科地域文化祭作品選考 11/11 豊科地域文化祭作品選考 11/21 第3回実行委員会 2/5 第4回実行委員会	3/7～3/20 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,253千円	○年6回発行 11/1 館報39号発行 11/13 館報40号校正会議 11/22 館報41号企画会議 12/6 館報40号発行 1/23 館報41号校正会議 2/1 館報42号企画会議 2/14 館報41号発行	3/22 地区公民館報表彰審査会
公民館長選考 予算額：70千円	1/10～1/31 公民館長公募 2/13 第1回選考委員会 2/22、2/26、2/27 第2回選考委員会(地域ごとに開催)	

公民館建設事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
堀金公民館講堂及び文書館等改修工事 予算額：307,760千円	平成29年度工事 工期：9月議会議決の日(8/22) ～平成30年3月26日 契約金額：280,800,000円 ○定例会(毎週金曜日開催) 2/16 第22回、2/23 第23回、3/2 第24回 ○総合定例会(毎月第1金曜日開催) 3/2 第6回 ○3/1 堀金公民館講堂プレオープン	3/26 竣工
堀金公民館講堂備品購入 予算額：5,662千円	1/30 入札実施 契約期間：平成30年2月1日～3月20日 契約金額：5,162,400円	3/15 納品検査
豊科公民館駐車場整備 予算額：57,800千円	4/28 豊科公民館駐車場整備工事 竣工 5/1 豊科公民館駐車場完成報告会	

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

青少年健全育成費事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：11,690 千円	○2月 16 日 子ども会育成会地域連絡協議会三郷地域 ○2月 22 日 子ども会育成会地域連絡協議会豊科地域 ○3月 6 日 常任委員会 ○3月 9 日 子ども会育成会地域連絡協議会穂高地域	
青少年センター 予算額：1,071 千円	○3月 12 日 第 5 回運営委員会 ○3月 21 日 第 10 号センターだより発行（広報） ○3月 22 日～26 街頭巡回 ○3月 24 日 パネルディスカッション（穂高公民館）	
まごころ工房 予算額：157 千円	○2月 24 日 第 6 講座【調理実習】開催 15 名参加（内児童 9 名、保護者 6 名）	

放課後・家庭教育推進費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
放課後子ども教室 予算額：8,654 千円	○2月 7 日 地域連絡会議（穂高西小） ○2月 14 日 地域連絡会議（穂高北小） ○2月 21 日 地域連絡会議（穂高南小、三郷小、明科地域 2 校） ○3月 7 日 地域連絡会議（豊科地域 3 小学校）	

児童館運営費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：185,290 千円	○2月 堀金児童館遊戯室床ウレタン塗装修繕 (1,299,000 円) 堀金児童館遊戯室間仕切りネットロープ 交換 (117,558 円) ○3月 3 日 入所説明会（各児童クラブ） ○3月 8 日 高家児童クラブ保護者説明会（豊科南小） ○3月 豊科南小改修工事 ○3月 豊科東小改修工事	

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
○第 2 回地区公民館対抗 球技大会 2/11（日） ・競技種目：ワンバウンドふらば～るバレーボール	・22 の地区公民館から 40 チームのエントリーがあり、競技者・応援などで約 600 人の参加があった。	
○第 8 回安曇野市高校演劇合同発表会 2/12 (月・振替休日)	・市内外の 6 高校演劇部（明科高校、南安曇農業高校、穂高商業高校、豊科高校、大町岳陽高校&白馬高校）が当館ホールにおいて日ごろの練習成果を披露した。（観客約 240 人）	
○豊科公民館サポート会議 2/27（火）	・公民館事業の活性化を図るために、今年度の事業報告及び新年度の事業計画案を披瀝し、意見を聴取する。	・新年度地区公民館役員向けに当館の事業計画を提示していく。
○平成 30 年度菊づくり講座受講生募集	・広報あづみの 3/7（水）発行号に受講生募集記事掲載	・受講生 20 人（先着順）の申込みを 3/13（火）～3/30（金）間受付ける。
○ホールグランドピアノ 弾き込み 2/27～3/8	・グランドピアノを良好な状態にしておくため、ピアノ演奏家によるボランティアで弾き込みを行う。	
○菊花展実行委員会 3/9（金）	・平成 30 年度菊花展会期案の提示と菊づくり講座への協力を行う。	・菊づくり講座受講生向けの菊の挿し芽、菊苗の提供を要請する。*

豊科公民館管理費

事業（懸案事項）	現状況	今後の取り組み
○ホール舞台吊物点検業務委託	・2/3（土） 舞台吊物装置・操作盤に関わる作動・機能点検及び整備と調整、安全確認を行い、異常等はなかった。	
○平成 30 年度ホール利用受付	・2/19（月）から一般向けのホール利用の申込み受付を開始した。	

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412 千円		3月3日 第3回全体会議
スポーツ推進審議会 予算額：182 千円	3月下旬 審議会委員選考	4月下旬 第1回審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者激励金交付事業 予算額：1,200 千円	<H30年度実績（支出済のもの）> 2月末現在 86人 交付額：1,018千円 ※先月報告（1月末現在）した人数に誤りあり (誤) 87人 (正) 81人	申請に基づき随時対応
第2次安曇野市スポーツ推進計画の策定	最終案の確定	冊子の印刷は4月以降

スポーツ振興事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：9,367 千円	各種スポーツ教室の申込受付及び教室の開催 (46教室・定員2,026人)	
市民スポーツ祭 予算額：1,500 千円	2月20日付で実行委員会から事業報告書の提出あり (全事業終了。決算額：1,500千円、種目別競技会参加者：2,349人)	

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
三郷文化公園グラウンド バックネット防護マット 設置工事	11月27日 設置工事終了 12月4日 竣工検査	
公共施設予約システム	2月21日～28日 優先団体内部5月～9月分の大会調整期間 3月6日～ 5・6月施設予約開始(優先団体分) 3月13日～ 5・6月施設予約調整(優先団体分) 3月12日～ 平成30年度減免団体登録通知発送	3月25日 5・6月分インターネット施設抽選予約開始 4月1日 5・6月施設予約開始(窓口)

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高プール運営	2月16日 議会定例会に穂高プールの指定管理期間1年延長の議案を上程	4月下旬 広報に穂高プールの現状を掲載

南部総合公園体育施設建設費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
豊科南部総合公園体育施設建設事業	2月6日 基本設計業務打合せ 2月22日 基本設計業務打合せ	3月4～9日 新総合体育館建設基本設計(案)に係る市民説明会を開催 3月23日 新総合体育館建設基本設計の工期

平成 29 年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興係

芸術教育普及事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
県民コンサート IN 安曇野	県民コンサート IN 安曇野 期日 3月 11 日(日)午後 2 時開演 場所 豊科公民館ホール 出演 松本交響楽団 入場料 無料	
本庁舎 4 階の美術品展示	安曇野ゆかりの彫刻家展 会期 3月 1 日(木)~5 月 31 日(木) 豊科郷土博物館収蔵の彫刻作品を 6 点展示	

美術館博物館連携事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市美術館博物館連携事業 主催: 安曇野市美術館 博物館連携事業実行委員会	展示キット巡回展示 テーマ「わたしはどこにいるの?」 2月 7 日(水)~3 月 5 日(月)あづみのコミュニケーションチロル 会期中の来場者数 1,324 人 3 月 13 日(火)~4 月 27 日(金)穂高交流学習センター 市内美術館収蔵作品の複製品等による展示 第 3 回実行委員会 日時 3 月 23 日(金)午前 10 時~正午	

文化イベント補助事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
あづみの公園早春賦音 楽祭 主催 実行委員会	第 14 回あづみの公園早春賦音楽祭(平成 30 年度) 第 3 回実行委員会 3 月 1 日(木)午後 1 時 30 分~3 時	5 月 4 日(金・祝) 第 14 回あづみの公園早春賦音楽祭
信州安曇野能楽鑑賞会	第 27 回信州安曇野能楽鑑賞会 第 4 回実行委員会 2 月 28 日(水)午後 6 時 30 分~7 時	

文化振興総務費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
博物館協議会	第 3 回安曇野市博物館協議会 3 月 16 日(金)午前 10 時~正午 平成 30 年度事業計画について	

高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業(懸案事項)	現 沈	今後の取り組み
改組新第4回日展工芸美術長野県入選者展 主催 改組新第4回日展工芸美術長野県入選者展実行委員会	会期 12月19日(火)～3月4日(日) 組織 改組新第4回日展(工芸美術)に入選した長野県在住作家と実行委員会を組織 会場 記念美術館ギャラリー 会期中の来館者数 1,424人	
冬季企画展	・安曇野美術会小品展 2月1日(木)～12日(月・祝) 会期中の来館者数 291人 ・佐野友紀絵画展 2月15日(木)～25日(日) 会期中の来館者数 186人 ・本間友幸作陶展 2月28日(水)～3月11日(日) ・細野静耀書道展 3月15日(木)～29日(木)	
早春邦楽演奏会	日時 3月25日(日)午後2時～3時 会場 旧高橋家住宅主屋	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 沈	今後の取り組み
郷土博物館企画展	「野鳥×植物 つながる生命のいとなみ」 会期: 2月17日(土)～4月8日(日) 会場: 豊科郷土博物館 2階展示室	
	「第34回白鳥写真展作品募集」 募集期間: 3月1日(木)～3月31日(土) 作品展示期間(予定): 4月14日(土)～5月27日(日)	
郷土博物館講座等	「早春の野鳥観察会1」 日時: 3月10日(土) 午前9時～11時30分 場所: 松本市アルプス公園 講師: 丸山隆氏	「早春の野鳥観察会2」 日時: 4月7日(土) 午前9時～11時30分 場所: ビレッジ安曇野～万水川堤防周辺 講師: 丸山隆氏
	「火口作りと火打石体験」 日時: 3月10日(土) 午前9時30分～11時 会場: 鐘の鳴る丘集会所(穂高郷土資料館)	

新市立博物館準備室出前展示(コンパクト展示)	三郷交流学習センター開館記念展示「三郷 古写真から繙く三郷」 会期:3月10日(土)~5月12日(土) 会場:三郷交流学習センター交流ラウンジ	
職員派遣その他	新常設展示「MATSURI」公開 期日:3月31日(土)~ 内容:前回の常設展示替えから4年が経過したため、常設展示を一新し、安曇野の祭り等をさまざまな視点で紹介する。	
	環境省第5次レッドリスト作成調査への参加 期間:~平成31年3月15日(金) 内容:平成29年度及び平成30年度の絶滅のおそれのある維管束植物の生育状況等に関する現地調査。	
	「豊科郷土博物館紀要」(第5号)発行 期日:3月下旬 規格:A4判 部数:400部	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高郷土資料館	北アルプス山麓で発掘された縄文土器や土偶のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示(常設展示を見やすくわかりやすい展示に整理し、考古資料等、みどころとなる資料を解説等で強調)。隣接する「鐘の鳴る丘集会所」の関連資料も展示。	
穂高鐘の鳴る丘集会所	郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
企画展示	「三郷美術会小品展」 会期:3月4日(日)~3月21日(水・祝) 会場:貞享義民記念館1階ホール	「貞享騒動ゆかりの地探訪！」 会期:4月1日(日)~4月30日(月・祝) 会場:安曇野市役所本庁舎1階
新市立博物館準備室出前展示(コンパクト展示)	コンパクト展示「『じょうきょうそうどう』って知ってる？」 会期:3月20日(火)~4月6日(金) 会場:安曇野市役所本庁舎1階	

講座等	講座「水野氏と松本城下町ウォーキング④」 日時:4月25日(水)午前9時~午後4時 見学場所:松本城、松本市立博物館、旧松本城下町の寺社等
その他	『貞享騒動ををたずねて「二斗五升」に命をかけた義民たち』(貞享義民記念館編)発行 期日(予定):3月28日(水) 規格:A5判、約200頁 部数:500部

公文書開館準備事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
設置条例等の制定	安曇野市文書館条例、安曇野市文書館条例施行規則等の制定(3月下旬)	

歴史文書整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
歴史文書整理	古文書整理作業(上川手文書整理)	松岡家(三郷)文書整理作業 「二木家文書目録」発行 期日:3月中 規格:A4判、約150頁 部数:30部

歴史的価値ある公文書整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
歴史的価値ある公文書整理	歴史的価値ある公文書としてのシステム登録 公開・非公開の選別作業 文書管理・検索システム機能追加業務発注	

地域資料収集・整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
地域資料収集・整理	穂高古文書勉強会の運営委員の方々に目録作成のための調査を依頼。	

文化財保護係

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・補助事業を実施している無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、有形文化財の修理関係等への補助事業を実施。	補助事業終了に伴う実績報告の受理と補助金の支払い
「安曇平のお船祭り」調査	・平成 29 年度のお船祭り調査のまとめと、春祭りに向けての調査	調査を継続
「安曇平のお船祭り」調査員会議及び 調査委員会議	・2月 28 日 (水) 午後 1 時 30 分～4 時 平成 30 年度調査に向けてのスケジュールと課題 報告書作成に向けての章立て等の検討	
安曇野市市民活動 事業成果報告会	・3月 3 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 文化課関係協働事業 あづみのフィルムアーカイブ事業 懐かしき安曇野の水のすがた一移り変わりの記録事業	
あづみのフィルム アーカイブ事業	・映画「よみがえる安曇野第 2 集」完成上映会 3月 18 日 (日) 午前 10 時～正午 豊科公民館大ホール	
出前講座「よみがえる 安曇野」上映会	3月 13 日 (火) 午後 2 時～ JAいきいき塾 3月 23 日 (金) 13:30～ 東中萱わくわくサロン	
懐かしき安曇野の 水のすがた一移り 変わりの記録事業	3月 21 日 (水) 写真展と記念講演会 午前 10 時～正午 懐かしき安曇野の水のすがた一移り変わりの記録写真展 記念講演会 (下鳥羽公民館 古文書を読む会 西沢氏他)	
文化財保護へ向け た啓発活動	・広報への文化財コラムの掲載	
文化財保護審議会 文化財調査委員会	3月 27 日 (火) 午前 9 時 30 分～ 合同委員会 平成 29 年度事業報告他	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現　　況	今後の取り組み
埋蔵文化財包蔵地 内等での開発に対 しての工事立会	・一般開発・公共事業に伴う工事立会い	随時対応
文化財保護法 第 93・94 条関係の 事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の 届出・通知受付事務	随時対応
埋蔵文化財 報告書作成作業	・『穂高神社境内遺跡 1 発掘調査報告書』の刊行 ・『平成 28 年度 安曇野市埋蔵文化財発掘調査報告書』の 刊行	
遺物整理作業	試掘調査等で出土した遺物等の整理作業他	

出土遺物（金属製品）保存処理業務	専門機関に依頼していた「平成 29 年度潮神明宮前遺跡ほか出土金属製品保存処理業務」が終了する	
市町村 埋文担当者研修会	3月8日(木)午後1時30分～ 長野県埋蔵文化財センター	

平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
交流学習センター等事業	<p>○三郷交流学習センター開館記念コンサート ～viva！プラス！！～東京吹奏楽団 「ファミリーコンサート」 ・期日：3月10日（土）14:00～ ・場所：三郷公民館講堂 ・定員：330人 ・入場料：500円（完売）</p> <p>「スプリングコンサート」 ・期日：3月11日（日）16:00～ ・場所：穂高交流学習センター 多目的交流ホール ・定員：200人 ・入場料：2,000円</p> <p>○三郷交流学習センター開館記念展示 「写真が繙く懐かしの郷土 三郷」 ・会期：3月10日（土）～5月12日（土） ・開場：三郷交流学習センター 展示ギャラリー ・観覧料：無料</p> <p>○ジュニアクラシックコンサート ・期日：3月24日（土）13:30～ ・場所：穂高交流学習センター 多目的交流ホール ・定員：200人 ・入場無料：無料</p>	

交流学習センター(建設)事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
三郷交流学習センター建設事業	<p>○ 三郷交流学習センター開館記念式典 ・期日：3月10日（土）10:30～ ・場所：三郷交流学習センター「ゆりのき」エントランスホール</p>	

図書館事業

事業(事業事項)	現　　況	今後の取り組み
図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新三郷図書館開館記念講演会「おどって、うたってあそぼう！ケロポンズコンサート」 <ul style="list-style-type: none"> ・期日：3月25日(日) 14:00～16:00 ・場所：三郷公民館講堂 ・定員：260人(抽選、全席指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 春のこども読書月間 <ul style="list-style-type: none"> ・期間：4月1日(土)～5月13日(日) ・内容：全館共通テーマ展示「かがく」 読書通帳普及推進キャンペーン お話会、児童対象の催事 等

【教育委員会定例会提出資料】

報告第 8 号	教育部 各課
平成 30 年 3 月 22 日提出	

タイトル	安曇野市議会 平成 30 年 3 月定例会の結果の概要について
報告を要する事項	安曇野市議会 平成 30 年 3 月定例会の結果の概要
要旨	安曇野市議会 3 月定例会が終了しましたので、その結果について報告するものです。

1 会期 2 月 16 日（金）～3 月 19 日（月）

2 一般質問 3 月 1 日（木）、2 日（金）、5 日（月）

議員名	質問内容（概要）
山田 幸与議員	長峰荘、穂高プールは 1 年間延長の予算計上がされたが、あり方検討会について検討したのか。
中村今朝子議員	・市内小中学校の避難訓練、防災訓練、防災教育の状況について ・防災教育の取り組みについて ・学校での心肺蘇生教育の普及推進について ・小中学校のインフルエンザの状況
林 孝彦議員	・子どもの貧困対策として学校教育や社会教育の場での学習支援の促進について、現状と実現の向けた取組
小林 陽子議員	・「たくましい安曇野の子ども」として市の目指す目標は何か。 ・小学生が思い切り遊べる場の確保について ・平成 30 年 4 月からスタートする副学籍制度の目指すものについて
遠藤 武文議員	・「安曇野ブランド」に文化価値の創出が必要と考えるがどう思うか。 ・臼井吉見は特に顕彰に値する。図書館での著作の貸出が少ないのは憂慮すべきこと ・文化振興や郷土愛の醸成、経済効果等の創出につながる「臼井吉見文学賞」を創設するべきだ ・総合型地域スポーツクラブについて、文科省は自転車等で無理なく日常的に集うことのできる範囲を推奨。市には堀金の 1 つのみ。具体的に何が障害になっているのか伺う ・総合型地域スポーツクラブについて、認知度が低いので、他地域で要望が出ていないと思う。存在を知れば是非近所にと思う住民は少なくない。他の地域の市民は諦めなければならないのか

白井 泰彦議員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食で使用している食材に占める地元産の野菜や加工品、肉等の食材の使用率は品目や重さ、金額でどのくらいか ・学校給食で使用する食材に係る農家や生産業者の数や生産量を増やすことにつながる品目や重さの使用率向上のため、農家や生産業者、中間組織に対して、どのような支援をしてきたか。また、今後していくのか
猪狩 久美子議員	<ul style="list-style-type: none"> ・長峰荘・穂高プール存続について、1年間の指定管理期間に何を行うのか。また、1年以内に結論を導き出すのか
小松 芳樹議員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が加入している保険について ・小中学校の交通安全教育の現状について
小林 純子議員	<ul style="list-style-type: none"> ・学校PTAの目的と理念についての教育委員会の見解 ・学校PTAが入退会自由な任意団体であるとの周知を行っているか ・PTA会則、規約等ではどうなっているか ・PTAに対する固定観念を破り、ボランティア・社会教育団体と捉え直して、もっと参加しやすいPTAを模索すべきではないか

3 全員協議会 平成30年度予算説明 2月23日(金)

4 福祉教育委員会(補正予算説明) 2月21日(水)

　　"(当初予算説明)" 3月8日(木)

　　"(追加補正予算説明)" 3月19日(月)

5 議案等の審議結果について(教育委員会関係)

(1) 以下の議案5件(関連議案含む。)については、原案どおり可決(3月19日)されました。

議案第18号 安曇野市文書館条例

議案第19号 平成29年度安曇野市一般会計補正予算(第5号)

議案第31号 平成30年度安曇野市一般会計予算

議案第48号 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について(穂高プール)

議案第52号 平成29年度安曇野市一般会計補正予算(第6号)※穂高南小長寿命化工事関連

(2) 以下の陳情は、採択(3月19日)されました。

平成29年陳情第8号 児童クラブ受け入れ拡大について(前回継続審議)

【陳情趣旨】

児童クラブ保護者会一同から、6年生までの利用拡大と学校の空き教室の利用について検討願いたい。

【陳情事項】

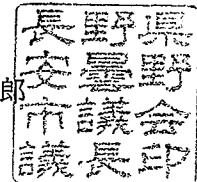
- ・6年生まで通えるようにしてほしい。
- ・学校の空き教室を利用したい。



29議会第1156号
平成30年3月20日

安曇野市教育委員会
教育長 橋渡 勝也 様

安曇野市議会議長 小松 洋一郎



陳情の送付について

平成30年安曇野市議会3月定例会において下記の陳情を採択しました。委員会審査報告とともに送付いたしますので、陳情の趣旨を尊重いただき、対処いただきますようお願いいたします。

記

・平成29年陳情第8号 児童クラブ受け入れ拡大について

以上

議会事務局
議事係：大澤、神谷
内線 710-3411.3412

福祉教育委員会審査報告

平成30年2月14日審査

平成29年 陳情第8号	児童クラブ受け入れ拡大について
審査内容	<p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none">・学校内に放課後児童クラブがあることの利点は大きいので、空き教室等を利用して、6年生までの受け入れ拡大は進めていくべきである。・市の姿勢として、できるところから実施していくのではなく、人口減少に立ち向かうにはもっと積極的に子育て支援をし、安曇野市の子どもをたくましく育てるというそれだけの気概を持って教育に臨み、全ての放課後児童クラブは小学校内で行うという姿勢で進めてほしい。・市の放課後児童クラブの入所基準について、県内の他市町村と比べてハードルが高いようなので、入所基準については調査・検討してほしい。それにより、受け入れる子どもが増えるかもしれないが、学校内の余裕教室等の見直しをかけ、全ての子どもたちが学校内の放課後児童クラブで過ごせるようにしていただきたい。・放課後児童クラブは子どもの放課後の居場所であり生活の場なので、この体制を充実強化することはとても大事になってくると思う。ニーズ調査をし、そして学校の先生方にも理解していただき施設を確保してほしい。また、施設の確保ということについては総合的に考え、体制の充実強化をお願いしたい。
審査結果	上記のような意見を踏まえ、採決を行った結果、全員が願意妥当と認め、「採択すべきもの」と、決定いたしました。

平成29年陳情第8号

陳情書



平成29年11月1日

安曇野市議會議長 小松 洋一郎 様

住所 安曇野市穂高5282-5
穂高南小児童クラブ保護者会 会長 清澤 麻衣
副会長 田々井 亜弥
副会長 藤澤 知美



児童クラブ受け入れ拡大について

陳情の趣旨

児童クラブ保護者会一同から、6年生までの利用拡大と学校の空き教室を利用したいという要望が多くあった為検討をお願いしたい

陳情の事項

- 1 : 6年生まで通えるようにして欲しい
- 2 : 学校の空き教室を利用したい

保護者会の要望

6年生まで通える様にして欲しい

- メリハリの無い生活になってしまふ
- 許容人数が増えて欲しい
- 児童クラブでなくても親が帰ってくるまでの間子供を見て頂ける体制をお願いしたい
- 長期の休みだけでも通えるようにしてほしい
- 兄弟一緒に過ごせるように6年生まで通える様にして欲しい
- ひとりで子供が過ごすようになると、親も心配。
- 近所の6年生の子は児童クラブに入っています友達の家に毎日遊びに行く過ごし方になっている。
- 他の家を児童クラブ替わりにしてしまいそう。
- 長い休み（夏休みなど）はひとりで過ごす時間が多く目が行き届かないのは心配

学校の空き教室を利用したい

- 空き教室を利用すれば人数の許容範囲が増えて6年生まで通えるのではないか
- 4年生で児童クラブを区切っている理由は何か（根拠が知りたい）
- 児童クラブまで遠いので学校内にあると安心

その他意見

- 児童館の自由来館が少ない。あんまり浸透していないのかなと思う。
- 自由来館は家に帰ってからということになっているので利用しにくい
- 高学年の子供達が児童クラブでも楽しく過ごせるように何か集中して体験できることがあるといいと思います。
- 今年は申請時に児童館利用アンケートが無かったがどうしてか。改善する気持ちがないのか。
- 敷地内同居や同じ学区内に祖父母が居て、無職の75歳以下の人人がいる時点で児童クラブへ入れないというのには疑問です。今の時代という訳でもありませんが義父母に毎日子供の事をお願いできる良好な関係の家だけではないのでは？と感じます。一軒一軒という単位で考えて欲しいです。
- 受け入れスペースがないから受け入れられないというのは理由にならない。
たとえば、安曇野市の小学校は各児童数に対して何%を受け入れするというような規定を作るべき。
三郷、豊科は穂高南より児童クラブの費用を周辺の市町村よりも倍以上高額なのだから、それに見合う対応ができていないのは納得いかない。
市長、教育委員を聞きたい。
将来を担う子供達を守れないのなら、安曇野市に未来はない。
この安曇野市の将来を支えるのはこの子達です！！

原本は別紙参照でお願いします

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。
穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

、 6年まで通えるようにしてほしい

、 放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい。

受け入れベースがいいから受け入れられやすいといつても理由はあります。例えば、安曇野市的小学校には

各児童委員に対する何%を受け入れ可不可以かで規定を作っています。二郷、豊科は穂高南より受け入れる割合が他の二つと不平等。

児童クラブの運営用も周辺の市町村よりも倍以上高いから、それに見合う支応ができるか、それは納得いかない。

市長、教育委員会意見を聞かせて

将来を担う子供達を守るために、安曇野市に未来はない。この安曇野市を将来支えるために今一つ大事なこと！
奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか。

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

6年生まで通える様にしてもらいたい

西側共働き、家庭にヒートは児童クラブが

支えとなる。ひまみ、児童クラブでなくてそ

親から帰ってきてるまで、間違子供を見て…た

たける体験のあくびで、まほらは立って親、ア

いよう。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

6年生まで児童館に通いたい。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにしてほしい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

6年まで通えるようにしてほしいです。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、
回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

年の近い兄弟かいりうひて、一緒に
児童館で過ごせるように、6年まで通えるように
してほしいです。3人兄弟ですか。

4年生までだと、お兄ちゃんたり1人で
家にいなくてはならなかたり、上2人か
家にいて3人目の弟だけが児童館に行ったりと
しなくてはなりません。誰かかさみしい思いをする
のではなく、気がかりです。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

ごめんなさい。

要望は今のところありません。

先生方へ

いつも、ありがとうございます。

安心して仕事をすることが
できます。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

児童クラブのおかげで其働きのわが家も安心して生活ができています
大変感謝しています。

1年生で、まだや始まればかりほのかにかえ、お迎えも週1回くらいや(母)
がや行っています。よくやいていておこなや多く、特に要望や
めることはありません。

えり。提出物が近くはなし。お休みの日は車椅子を忘れ
たりと、ご迷惑をかけますやいばいで、大変恐縮です。

毎日バタバタしていて、至らなくて

少しでもやる思ひますが、改善して
いきたいと思ひますので、ご指導

よろしく頼みほす。(4月)

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

新しい生活に、落ちつかず、生先方にはとても迷惑をおかけしてすみません。学校や児童館での生活リズムがハレブリでなくて本人も少しひくらべると落ちつきがで connaîtかないと感じます。

家でも、そりそりとは、いろいろ話しあいながら良いところや悪いところ、親と子とのはりつけなあせたりとり組んでいたいと思いますので何かありつけられないと心配しています。私自身も、成長できるので、そりそりとがんばりますのでよろしくお願ひします。

児童クラブでの生活も、とても良い思い出になりますようにどんな事を話しあがり家でもがんばります。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、
回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

どうしても、家だと、休みなど、ナリハリがない生活になってしまって
6年まで通えればほんとに助かります。親も忙しく兄弟もいない
ので、児童クラブの仲間や先生方との生活はとても充実して
いて、子供にとって貴重だと感じてあります。

本当に感謝します。チャレンジ大会などの活動も子供に
とっていろんな体験にもなり、積極的に参加していま
たいなと思っておりますので、これからもよろしくお願ひ
します。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、
回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

長期の休みだけでも5、6年生も
通えるとうれしいです。

いつも娘がその日の児童クラブのことを
楽しそうに報告してくれます。
いつもいつもありがとうございます。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、
回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

先生方には、いつも子供たちを温かく見守って下さい
ありがとうございます。

学校内の児童クラブ、また、6年まで通える
児童クラブを七方に願います！

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

日々色々とお応じ下さい。ありがとうございます。
できれば、6年まで通えるようにあってもらえない
かぎりです。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1ヶ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

いつも児童クラブの先生たちに大変お世話になって感謝の気持ちしかありません。宿題はじめ生活の習慣まで教えていてとても助かります。長期休みはじめ、いろいろなイベントを企画していくことで、子ども毎日喜んで児童クラブに通っています。

6年まで通えるようにすれば本当に助かりますし、学校の教室が児童クラブとして使えるようになって、許容人数が増えて、6年まで、ということが実現すれば、ありがとうございます。

これからもよろしくお願いします。

(西村)

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、
回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。

穂高南小児童クラブ保護者の皆様へ

平成29年4月28日

穂高南小児童クラブ保護者会 清澤・藤澤・田々井

新年度が始まり1カ月が経ちました。

少しずつ新しい環境にも慣れ、子どもたちの笑顔も増えたように感じられます

この度、より良い児童クラブとなる様にこちらの用紙を準備させて頂きました。

穂高南小児童クラブへご意見、ご要望、日ごろの先生方への感謝の言葉などが何でも構いませんのでご記入頂けたらと思います。

記入例として、「6年まで通えるようにして欲しい」・「放課後の学校の空き教室を児童クラブで使用できるようにしてほしい」など何でも結構です。安曇野市内の他の小学校では、学校内に児童クラブを開設したい！という保護者会からの要望が実現したそうです。

敷地内同居や同じ学区内に祖父母が居て、無職の25歳以下の人々
いる時点で児童クラブに入れないと、いうのは疑問です。今の時代、という訳
でもありますから、義父母に、毎日子供の事をお願いできる良好な関係の家
庭ではないのかは？と感じます。1軒1軒という単位
で考えてみたいのです。

いつも、お迎えに行くと、先生方が笑顔で挨拶をして下さり、
子供も楽しく通えていた事に感謝です。いつもありがとうございます。
ござります。

奉仕活動当日に役員まで提出して頂くか、

回収用の封筒を先生に預けておきますので御提出ください。